

ひょうご多文化共生社会推進指針(改定案)

令和 3 年 3 月

兵 庫 県

目 次

(頁)

I	指針改定にあたって	
1	指針の趣旨・目的	1
2	改定の経緯	1
3	指針の位置づけ	2
4	策定方法	2
5	改定指針の想定期間	2
II	現状と課題	
1	外国人県民の現状（直近10年間の変化）	3
2	国の動き	7
3	県内市町・外国人団体アンケート調査	10
4	外国人県民アンケート調査	15
5	課題	21
III	めざす姿と取組方針	
1	めざす姿	25
2	取組方針	26
3	多文化共生を推進するネットワーク	28
4	各主体に求められる役割	29
IV	重点施策	
1	多文化共生の意識づくり	30
2	多様な文化を理解し活躍できる人づくり	31
3	暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり	36
4	誰もが参加できる活力ある地域づくり	41
	(参 考)	
1	ひょうご多文化共生社会推進懇話会開催要綱	
2	ひょうご多文化共生社会推進懇話会報告案へのパブリック・コメント一覧【今後実施】	
3	市区町村別在留外国人人口	

I 指針改定にあたって

1 指針の趣旨・目的

兵庫県は、国籍や文化など多様な背景を有する人々が集まり、共に支え合いながら生活し活動することで、国際性豊かな地域として発展してきた。

本県では、平成5年度に、“世界の人々とともに生きる国際性豊かな社会の実現”を基本理念とした「地域国際化推進基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、その後、平成15年度には、阪神・淡路大震災の影響やグローバル化等の社会情勢の変化に対応するため、「兵庫国際新戦略懇話会」を設置して基本指針や施策の検証を行い、その報告に基づいて施策の積極的な展開を図るなど、多文化共生社会の実現に取り組んできた。

そして、平成28年度には、日本人県民と外国人県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、各人が自己を活かすとともに、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会を実現すべく、「ひょうご多文化共生社会推進指針」（以下「推進指針」という。）を策定した。

その後、教育、生活、医療、防災、就労などの各分野において、各種の事業に取り組み、医療通訳への支援、ひょうご多文化共生総合相談センターの設置、母語センターの開設支援など、新たな施策の充実にも努めてきた。

2 改定の経緯

推進指針の策定から5年が経過し、一時期減少傾向にあった外国人県民の総数は一転して増加傾向にあり、多国籍化もさらに進行している。それに伴い、在住外国人を支える団体やコミュニティの活動は、地域の面でも分野の面でも広がりを見せている。

また、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が平成31年4月に改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、国は、外国人人材のさらなる受入れに向けた環境整備を進めており、県内産業における外国人材の重要性はさらに高まっている。さらに、令和元年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」により、外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保が求められるなど、多文化共生における日本語学習の重要性と環境整備がより重要視されている。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が国内外で拡大し、人の往来の世界レベルでの制限、人と人との接触への制約など、多文化共生を巡る環境も大きな変化を迫られた。

今回の推進指針の改定では、従前の推進指針の理念を生かしつつ、外国人県民の増加や多国籍化、国における法制度の変化に加え、県内産業における外国人材の重要性、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式への対応など、新

たな課題への対応を盛り込む形で、本県の多文化共生社会推進の拠り所となるよう、内容の充実を図るものである。

なお、従前と同様、短期に滞在する外国人についても、異なる文化や生活習慣、価値観を理解し交流すること等、この推進指針の趣旨を踏まえるものとする。

3 指針の位置づけ

推進指針は、兵庫県の2030年のめざす姿や新たな兵庫づくりの基本方針を示した「兵庫2030年の展望」、さらには、兵庫県の産業・雇用分野での県政運営の基本的な考え方及び施策の方向を示した「ひょうご経済・雇用活性化プラン(2019～2023年度)」を踏まえた、兵庫県全域の多文化共生推進の基本指針として位置づけるとともに、県だけでなく、市町や外国人団体など、多文化共生に関わる各主体の担う役割等についても指し示すものである。

4 策定方法

今回の改定にあたっては、外部有識者で構成する「ひょうご多文化共生社会推進懇話会」(座長：竹沢泰子京都大学教授)を設置し、3回にわたって議論を重ね、様々なご意見や今後の方向性にかかるご提言をいただいた。

また、外国人コミュニティ代表等で構成する「兵庫県外国人県民共生会議」での意見交換、市町・外国人支援団体へのアンケート調査、日本語教室等の受講生へのアンケート調査、パブリックコメントなど、幅広い方々からご意見を頂戴した。

県では、こうしたご意見・ご提言等を最大限尊重し、今回の改定を行うものである。

5 改定指針の想定期間

今回の改定指針は、令和3年度から令和7年度の5年間を想定して策定しているが、今後の多文化共生社会の推進状況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図るとともに、外国人県民共生会議など、機会に応じて、多文化共生に関する県民のみなさんや外国人コミュニティ等からのご意見を頂戴することで、必要に応じて取組みの充実等を行うこととする。

【外国人県民】

兵庫県内には、2019年12月末現在、115,681人、157カ国の国・地域の外国籍の方が住んでいるが、本指針においては、外国籍の県民だけでなく、帰化して日本国籍を取得した方や、国際結婚によって生まれた日本国籍の子どもなど、日本国籍を有していながら、外国につながる背景を持つ方々も視野に入れ、「外国人県民」という呼称を使用している。

II 現状と課題

1 外国人県民の現状（直近 10 年間の変化）

(1) 総数 ～増加に転じた外国人県民～

在留外国人^{*}の総数は、前回指針策定時の最終確定値である平成 26 年末の 96,530 人（全国 7 位）を境に増加に転じ、令和元年末には 115,681 人（全国 7 位）となり 5 年間で 19,151 人（19.8%）増加している。

一方、全国の在留外国人数は、令和元年末では 2,933,137 人であり、平成 26 年末の 2,121,831 人から 811,306 人（38.2%）増加している。

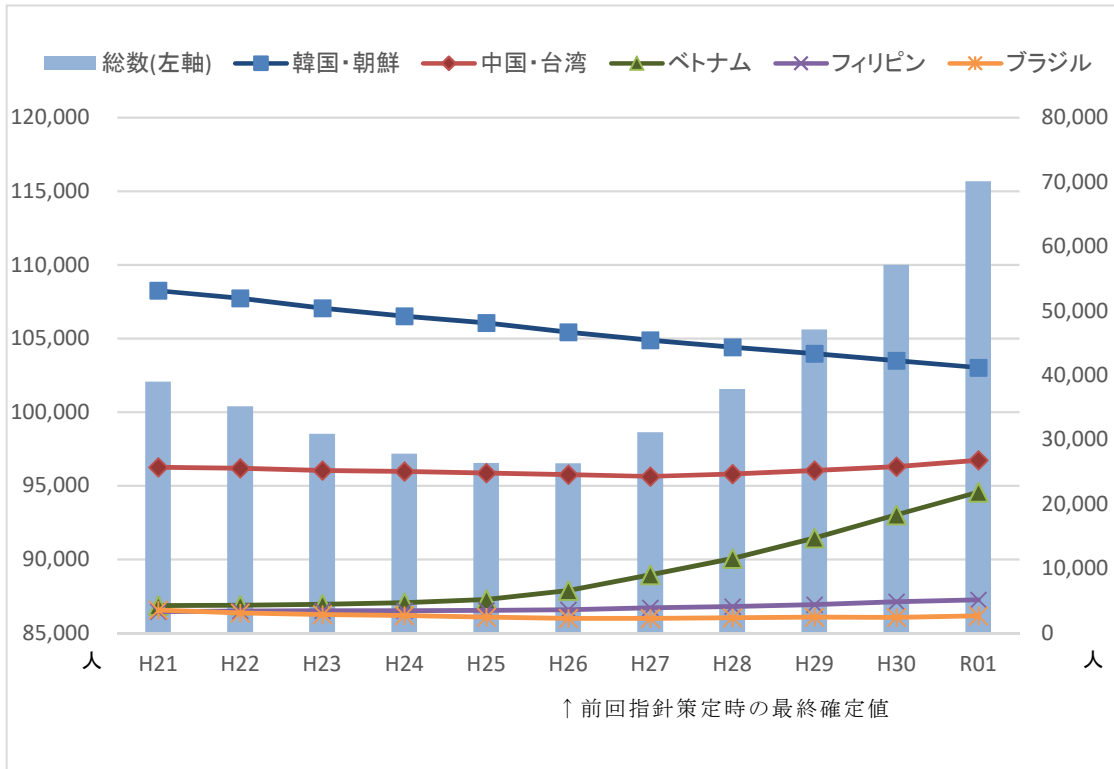
(2) 国籍別 ～多国籍化が進む外国人県民～

国籍別に見ると、令和元年末では韓国・朝鮮（41,206 人、35.6%）が最も多く、次いで中国・台湾（26,821 人、23.2%）、ベトナム（21,870 人、18.9%）の順となっている。

平成 20 年以降、リーマンショックや急激な円高、新型インフルエンザの発生、さらには東日本大震災が影響し、一貫して減少傾向にあったが、平成 26 年以降は増加に転じた。平成 26 年末と比べると、令和元年末には韓国・朝鮮は 5,474 人減少、中国・台湾は 2,216 人増加、ベトナムは 15,290 人増加しており、ベトナムの増加が総数の増加に大きく影響している。

国籍数は、平成 26 年末では 141 カ国、令和元年末では 157 カ国となっている。

図表 1 県内在留外国人の推移



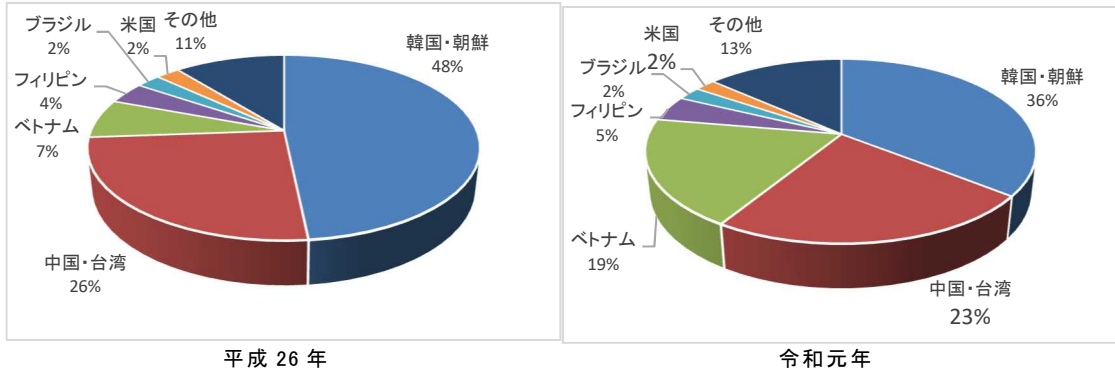
（法務省「在留外国人統計」）

（注）「中国・台湾」については、平成 24 年から「中国」と「台湾」の統計が存在するが、平成 23 年以前と比較するため、ここではまとめて表記している。

※【在留外国人】

本指針においては、法務省の定義に準拠し、中長期滞在者及び特別永住者に対して「在留外国人」という呼称を使用している。

図表2 県内在留外国人の国籍



(法務省「在留外国人統計」)

(3) 県内地域別 ～地域分散化が進む外国人県民～

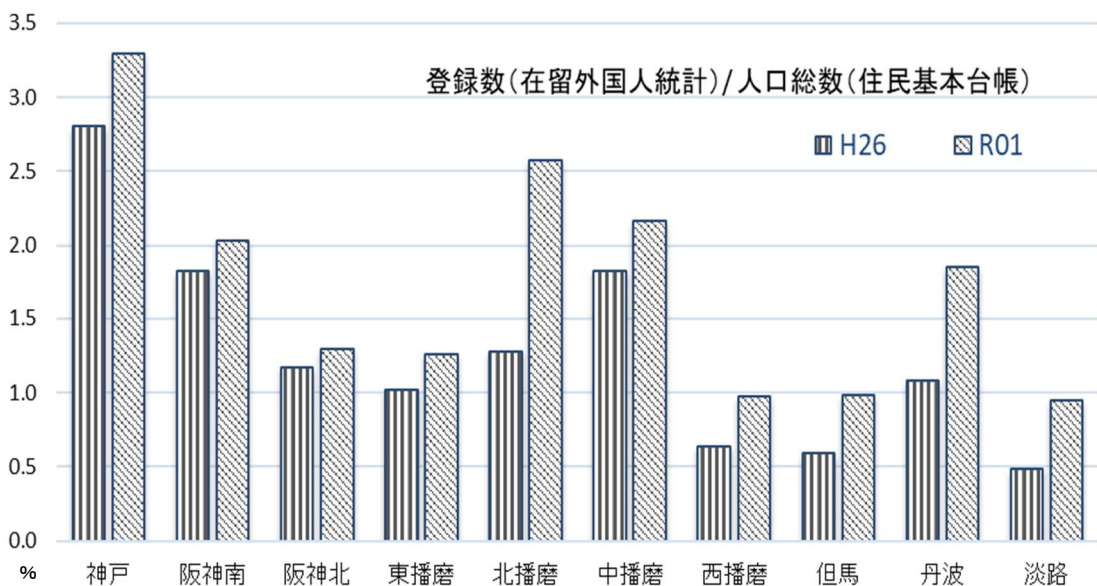
県内地域別に見ると、令和元年末では神戸地域が 50,155 人と最も多く、淡路地域が 1,207 人と最も少ない。平成 26 年末から令和元年末までの地域別増減を見ると、増加率が高いのは順に、北播磨地域(+93.1%)、淡路地域(+78.8%)、丹波地域(+61.0%)、但馬地域(+53.7%)と外国人県民の地域分散化が進んでいる。また、地域別の人口総数に占める外国人登録数割合でも北播磨地域の増加が際立っており、次いで丹波地域の増加が目立つ。

図表3 県内地域別在留外国人数

	H26 [人]	R1 [人]	H26→R1	
			増加数	増加率
神戸	43,247	50,155	6,908	16.0
阪神南	18,780	20,973	2,193	11.7
阪神北	8,532	9,265	733	8.6
東播磨	7,280	8,989	1,709	23.5
北播磨	3,537	6,829	3,292	93.1
中播磨	10,591	12,383	1,792	16.9
西播磨	1,698	2,429	731	43.1
但馬	1,023	1,572	549	53.7
丹波	1,167	1,879	712	61.0
淡路	675	1,207	532	78.8
総数	96,530	115,681	19,151	19.8

(法務省「在留外国人統計」)

図表4 県内在留外国人登録数割合の変化



(法務省「在留外国人統計」、総務省「住民基本台帳」)

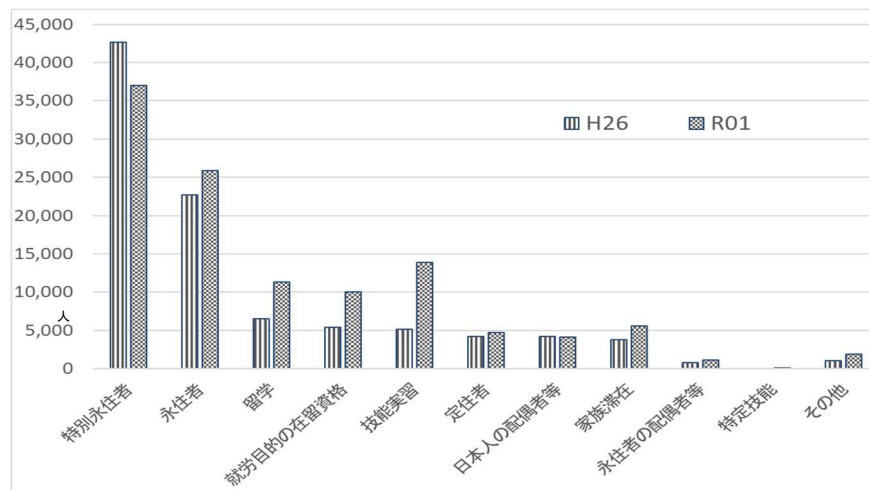
(4) 在留資格別 ～存在感を増す外国人労働者・留学生～

在留資格別に見ると、令和元年末では「特別永住者」(36,983人、32.0%)が最も多く、次いで「永住者(法務省「在留外国人統計」、総務省「住民基本台帳」)」(25,881人、22.4%)、「技能実習」(13,891人、12.0%)の順となっている。

平成26年末と比べた増減を見ると、技能実習(+170.3%)、就労を目的とする在留資格(+86.5%)、留学(+74.2%)の増加率が高い一方、特別永住者、日本人の配偶者等は減少傾向が続いている。

「特別永住者」、「永住者」等の「活動内容に制限がない在留資格者」については、令和元年末では72,844人、外国人県民全体の63.0%である一方、全国においては1,497,223人、外国人全体の51.0%となっている。「活動内容に制限がない在留資格者」は長期滞在の場合が多く、本県の外国人県民は定住傾向が高い。

図表5 県内在留資格別外国人数の変化

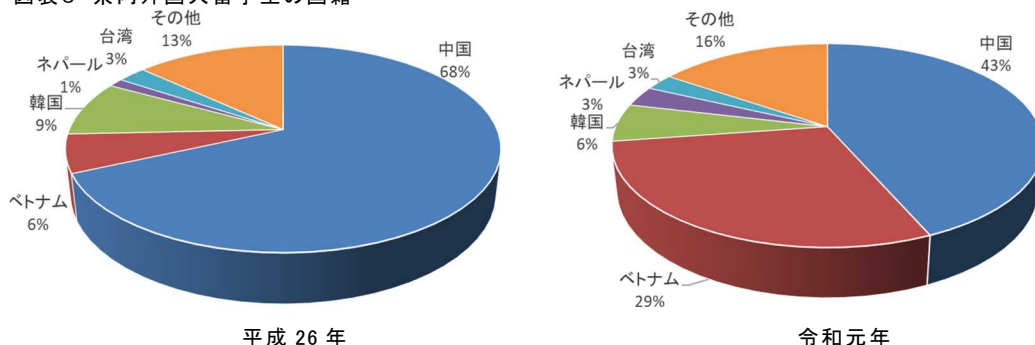


(法務省「在留外国人統計」) (注)平成22年に「技能実習」、平成31年に「特定技能」の資格創設
 「特別永住者」 昭和20年9月2日以前から日本に居住しており、サンフランシスコ講和条約の発効によって日本国籍を離脱した者及びその子孫に与えられる在留資格
 「永住者」 法務大臣が永住を認める者
 「活動内容に制限がない在留資格者」 在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の者

(5) 留学生 ～急増するベトナム人留学生～

県内外国人留学生の国籍は、平成26年は中国が3,185人(68.3%)と最も多くなっている。令和元年でも引き続き中国が3,065人(43.4%)と最も多いものの、ベトナム2,065人(29.3%)の急増が際立つ。留学生全体の総数も平成26年の4,662人から令和元年の7,058人と増加が著しい。

図表6 県内外国人留学生の国籍

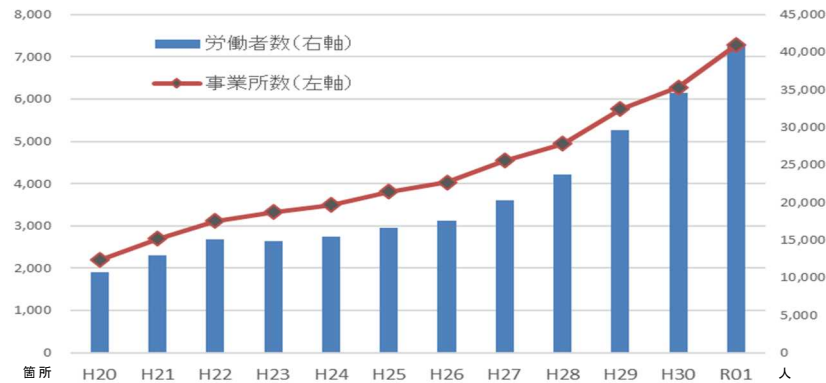


(兵庫地域留学生交流推進会議「兵庫県内外国人留学生在籍状況調」)

(6) 外国人労働者 ～増加を続ける外国人労働者～

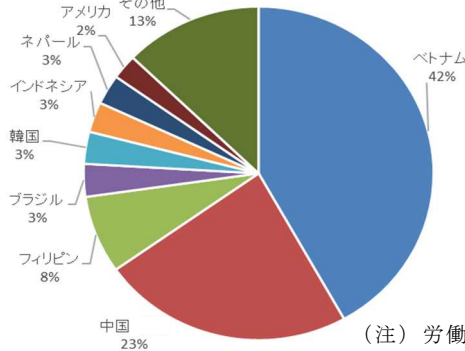
県内外国人労働者*数、県内外国人事業所数共に一貫して増加傾向にあり令和元年には41,083人、7,275事業所に達している。国籍別ではベトナムが17,207人(41.9%)、次いで中国9,582人(23.3%)、フィリピン3,094人(7.5%)となっており東南アジア諸国の割合が高い。また、本県の特徴として「技能実習」による労働者割合が高い。

図表7 県内外国人労働者数の推移



(法務省「在留外国人統計」)

図表8 県内外国人労働者の国籍



(注) 労働局の統計上、台湾は「その他」に含む。

(兵庫労働局「外国人雇用状況」令和元年10月末時点)

図表9 県内外国人労働者の在留資格

労働者数	身分に基づく在留資格	技能実習※	資格外活動		専門的・技術的分野の在留資格	特定活動	合計
				(内、留学生※)			
人数	10,905人	11,856人	9,771人	(8,651人)	7,881人	670人	41,083人
割合	26.50%	28.90%	23.80%	(21.1%)	19.20%	1.60%	100%
(全国割合)	32.10%	23.10%	22.50%	(19.2%)	19.80%	2.50%	100%

図表10 県内外国人労働者の「特定技能」の許可状況 (191名)

【参考】全国5,950名

分野	人数	地域
介護分野	5名	神戸東灘1、灘区2、垂水1、宝塚1
素形材産業分野	13名	神戸西区1、姫路2、明石4、西宮1、加古川1、加西1、朝来1、太子2
産業機械製造分野	44名	神戸長田2、北区1、西区5、姫路2、尼崎7、明石1、西宮1、加古川2、加西6、加東4、たつの1、福崎11、香美1
電気・電子情報分野	34名	姫路1、尼崎1、明石8、三木7、加東17
建設分野	8名	神戸西区2、伊丹5、加東1
造船・船用工業分野	2名	相生2
自動車整備分野	4名	神戸中央2、西区2
宿泊分野	1名	洲本1
農業分野	10名	神戸西区3、姫路3、加西1、朝来2、淡路1
漁業分野	2名	姫路2
飲食料品製造業分野	42名	神戸東灘11、兵庫4、垂水2、西区2、姫路4、西宮13、宝塚4、三田1、稲美1
外食業分野	26名	神戸東灘2、兵庫3、長田2、須磨1、垂水1、中央4、西区2、姫路1、尼崎3、西宮2、芦屋1、川西1、夙粟2、たつの1

(法務省出入国管理庁)(令和2年6月末時点)

※【外国人労働者】

本指針においては兵庫労働局の統計を用いていることから、労働局への届出の対象となる県内の事業主に雇用される外国籍の住民(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)に対して「県内外国人労働者」という呼称を使用している。

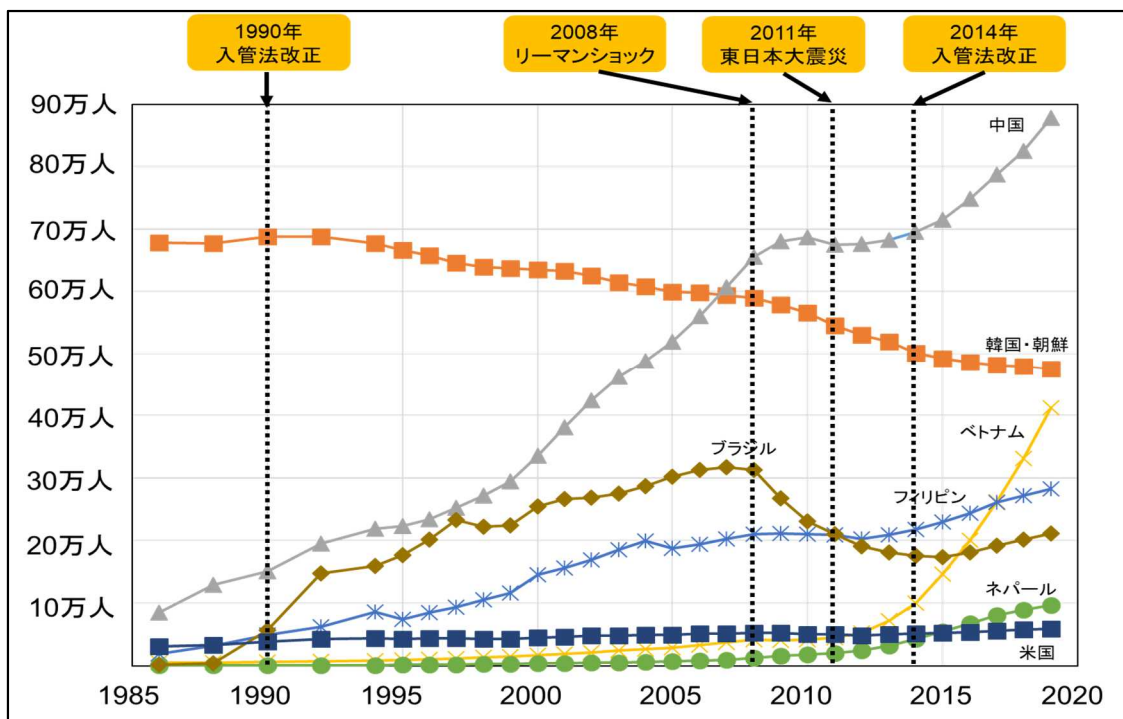
2 国の動き

(1) 出入国管理と在留外国人の変遷

図表 11 出入国管理の経緯

年	出入国管理	在留外国人の動き
1951年	出入国管理令の施行 日本に出入国するすべての人の公正な管理を整備	【～1980年代】 韓国・朝鮮籍の外国人が多数を占める
1982年	出入国管理及び難民認定法の施行 難民の認定手続を含めた出入国管理を整備	
1990年	入管法の在留資格の再編 日系3世までに就労可能な地位を備えた「定住者」の在留資格を創設	【1980年代～2007年】 「定住者」や「日本人の配偶者」等の在留資格により、ブラジル、ペルーなどの中南米諸国を中心に就労目的で入国 技能実習制度により中国（台湾）籍の入国が増加し、2007年に韓国・朝鮮籍を超える
1993年	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針の施行 在留資格「特定活動」の一類型として技能実習制度が創設	
2004年	出国命令制度創設 不法残留の外国人に対する強制送還が可能な制度を創設	
2012年	新たな在留管理制度の導入 外国人登録制度を廃止し、新たに在留カードを交付	【2008年～2014年】 リーマンショックや急激な円高、新型インフルエンザの発生、さらには東日本大震災等が影響し、ブラジル国籍の外国人を中心に減少
2014年	入管法の在留資格の再編 4つの在留資格について創設、改正、統合を実施	
2019年	在留資格「特定技能」の施行 専門的・技術的な知識を必要とする職業以外でも、外国人材を受け入れる仕組みを構築	【2015年～現在】 中小企業や小規模事業者を中心に人手不足が深刻化し、中国と共に新たな候補としてベトナム、ネパール籍の外国人が急増

図表 12 在留外国人の変遷



(法務省「在留外国人統計」)

(2) 平成 28 年（2016 年）以降の国の動き

平成 29 年 9 月に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が施行され、在留資格「介護」が創設され、平成 30 年 12 月に成立、平成 31 年 4 月 1 日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」が創設され、「出入国在留管理庁」が設置された。

また、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、目指すべき方向性を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が平成 30 年 12 月に閣議決定され、その後も改訂版等が閣議決定されている。

<p>平成 28 年 (2016 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」 成立 技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る。(平成 29 年 11 月 1 日施行) ○ 「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」 閣議決定 外国人材の活用：①高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討 ②外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化 ③グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進 ④在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化 ⑤外国人受入れ推進のための生活環境整備 (外国人材受入れの在り方検討)
<p>平成 29 年 (2017 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」 成立 介護福祉士の資格を有する外国人が介護施設等との契約に基づいて介護(又は介護の指導)の業務に従事するための在留資格「介護」が創設 (平成 29 年 9 月 1 日施行) ○ 「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」 閣議決定 外国人材の活用：①高度外国人材の更なる呼び込み ②生活環境の改善 ③ 就労環境の改善 ④外国人留学生の就職支援 ⑤グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進 ⑥建設及び造船分野における外国人材の活用 ⑦在留資格手続きの円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化 ⑧外国人材受入れの在り方検討 ○ 総務省「多文化共生事例集～多文化共生推進プランから 10 年 共に拓く地域の未来～」公表 地方自治体における多文化共生施策の指針・計画の策定に参考となる考え方を示した「地域における多文化共生推進プラン」の策定・通知から 10 年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、全国の多文化共生に資する優良な取組をまとめた。
<p>平成 30 年 (2018 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」 成立 在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設、法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置 (平成 31 年 4 月 1 日施行) ○ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 閣議決定 外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示す。

<p>平成 30 年 (2018 年)</p>	<p>○「未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」 外国人材の活躍推進：i) 高度外国人材の受入れ促進 ①外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組 ②高度外国人材の受入れ拡大に向けた入国・在留管理制度等の改善 ii) 新たな外国人材の受入れ iii) 外国人の受入れ環境の整備 ①生活環境の改善 ②就労環境の改善 ③在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化 ④総合的対応策の抜本的見直し</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」閣議決定 地方における外国人材の活用：外国人材の地域での更なる活躍を図るとともに、地域における多文化共生施策を一層推進する。</p>
<p>平成 31 年 令和元年 (2019 年)</p>	<p>○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」閣議決定 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を推進するとともに、更に充実させる方向性を示す。</p> <p>○「日本語教育の推進に関する法律」成立 日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明記基本方針の策定その他施策の基本となる事項を規定(令和元年6月28日施行)</p> <p>○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」閣議決定 関連施策の実施状況も踏まえつつ、総合的対応策を改訂</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」閣議決定 多文化共生の地域づくり：新たな在留資格の創設を踏まえ、外国人材の地域への定着に向け、受入支援や共生支援を行う。</p>
<p>令和 2 年 (2020 年)</p>	<p>○総務省「多文化共生の推進に関する研究会」 地方公共団体における多文化共生施策や「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月策定)のあり方について検討</p> <p>○文化庁「日本語教育の推進に関する基本方針」策定 日本語教育の推進に関する法律に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、日本語教育の推進に関する基本方針を定める。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」閣議決定 地方公共団体等における外国人材の受入支援や共生支援などの取組を促進し、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域の担い手として定着できるようにする。</p>

3 県内市町・外国人団体アンケート調査

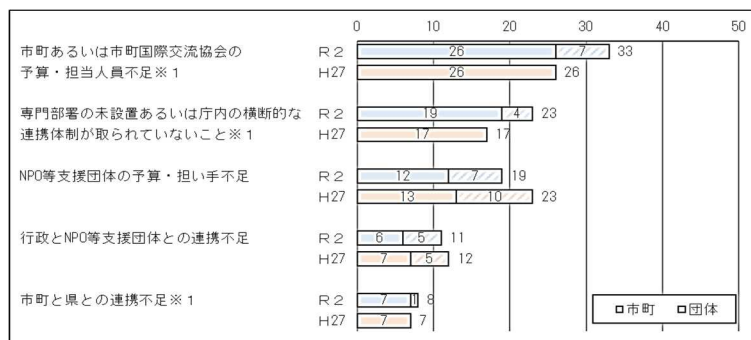
多文化共生社会の実現に向けた課題等について、県内市町（市町）及び外国人コミュニティ・外国人支援団体等（団体）を対象に令和2年7月に調査を実施し（R2 調査）、平成27年度に実施した前回調査（H27 調査）との比較等を行った。調査内容はH27 調査と同様としつつ、近年の社会情勢の変化を考慮し、一部の質問事項については追加等を行っている。なお、アンケート調査方法については、14 ページに記している。

- 【注釈】
- ※1 H27 調査では団体に調査していない質問事項
 - ※2 今回調査から質問内容に「感染症」を追加した質問事項
 - ※3 H27 調査では市町・団体ともに調査していない質問事項

(1) 多文化共生推進体制

「市町あるいは市町国際交流協会の予算・担当人員不足」、「専門部署の未設置あるいは庁内の横断的な連絡体制が取られていないこと」、「NPO等支援団体の予算・担い手不足」との回答が多く、H27 調査と同様の課題認識であった。

図表 13 多文化共生推進体制に関する課題、問題点

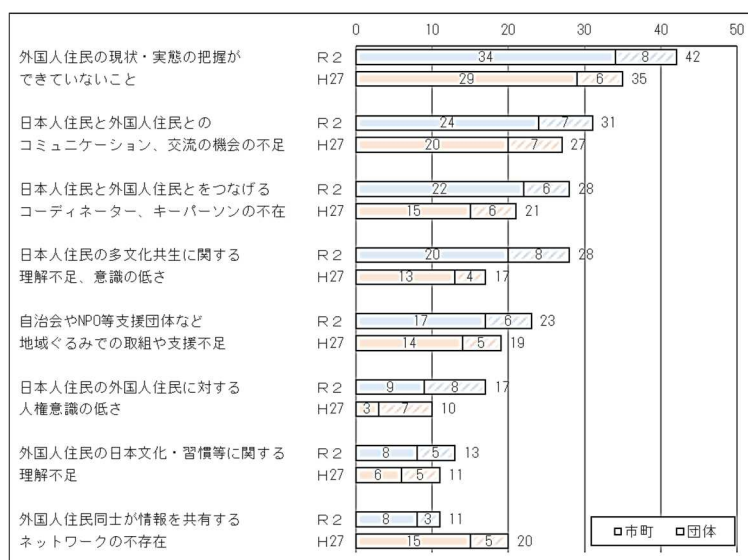


(2) 多文化共生の地域づくり

H27 調査と比べて「外国人住民の現状・実態の把握ができていないこと」、「日本人住民の多文化共生に関する理解不足、意識の低さ」、「日本人住民の外国人住民に対する人権意識の低さ」などが課題との回答が増えており、外国人住民の増加等に伴い、その実態把握及び日本人住民の意識も課題となっている。

他方、「外国人住民同士が情報を共有するネットワークの不存在」の回答が減少しており、外国人住民の増加に伴い外国人住民間のネットワークが形成・充実されていることが推察される。

図表 14 多文化共生の地域づくりに関する課題、問題点



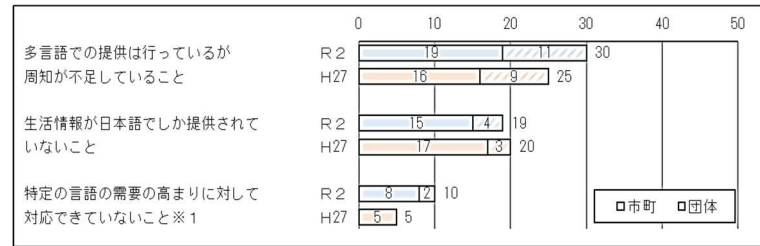
(3) 外国人住民に対する生活支援策に関する課題、問題点について

① 情報の多言語化

H27 調査と比べて「特定の言語の需要の高まりに対して対応できていないこと」の回答が増加しており、市町によっては特定の国の外国人住民の増加に対して、当該言語での対応が間に合っていないと推察される。

また、「多言語での提供は行っているが周知が不足していること」が課題との回答が増えており、多言語対応の充実とともに、その周知が課題となっている。

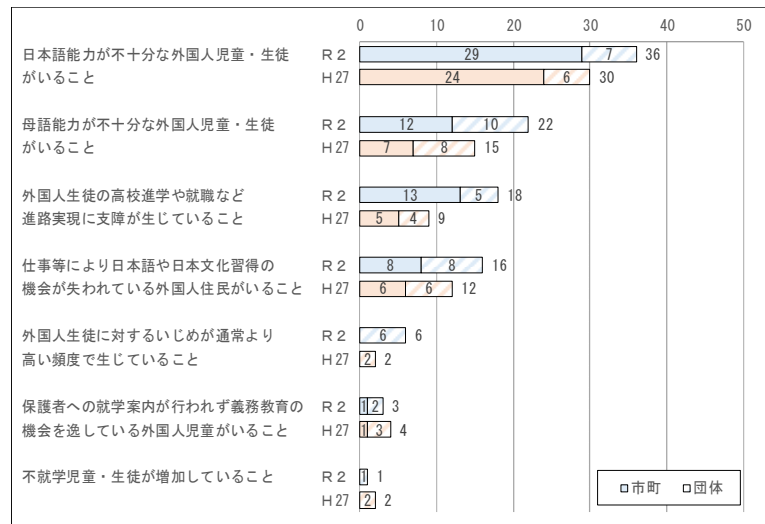
図表 15 情報の多言語化に関する課題、問題点



② 教育

「日本語能力が不十分な外国人児童・生徒がいること」、「母語能力が不十分な外国人児童・生徒がいること」、「外国人生徒の高校進学や就職など進路実現に支障が生じていること」、「外国人生徒の高校進学や就職など進路実現に支障が生じていること」などの回答がH27 調査と比べて増えている。これは外国人住民の人口増に伴い、外国人児童生徒も増加し、その教育に係る課題を認識した市町・団体が増加したことに起因するものと推察される。

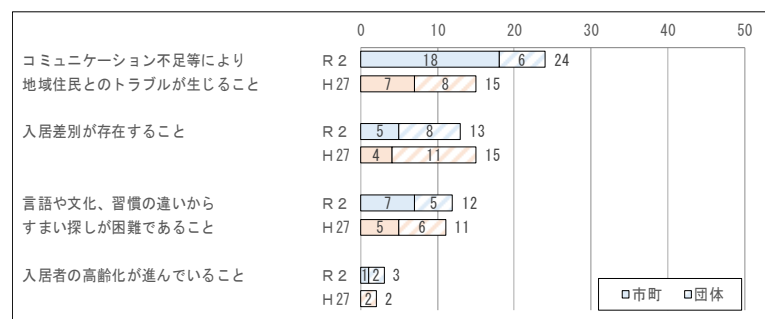
図表 16 教育に関する課題、問題点



③ 居住

H27 調査と比べて「コミュニケーション不足等により地域住民とのトラブルが生じること」の回答が市町において増えているが、これは外国人住民が増加し、その存在感が地域において高まる一方で、言語や文化・習慣等が異なることによるコミュニケーション不足に起因するものと推察される。

図表 17 居住に関する課題、問題点

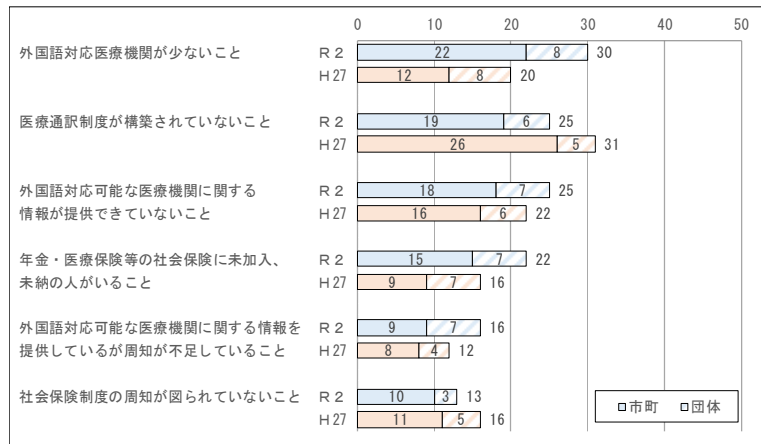


④ 医療・保険・福祉

医療について、「外国語対応医療機関が少ないこと」、「外国語対応可能な医療機関に関する情報を提供しているが周知が不足していること」との回答が増えており、医療通訳制度の構築も含めて、医療機関の外国語対応が求められている。

保険・福祉については、「社会保険制度の周知が図られていないこと」の回答が市町・団体ともに減少している一方、「年金・医療保険等の社会保険に未加入、未納の人がいること」との市町の回答が大きく増加しており、社会保険制度への加入に係る課題が残っている。

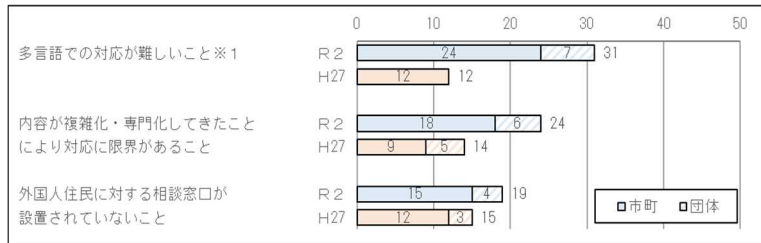
図表 18 医療・保険・福祉に関する課題、問題点



⑤ 相談窓口

H27 調査と比べて、相談窓口での「多言語での対応が難しいこと」、「内容が複雑化・専門化してきたことにより対応に限界があること」、「外国人住民に対する相談窓口が設置されていないこと」の回答が大きく増えている。これは外国人住民の増加等による多言語での相談対応の需要の高まりに伴って、対応の難しさや限界等の課題が出てきているものと推察される。

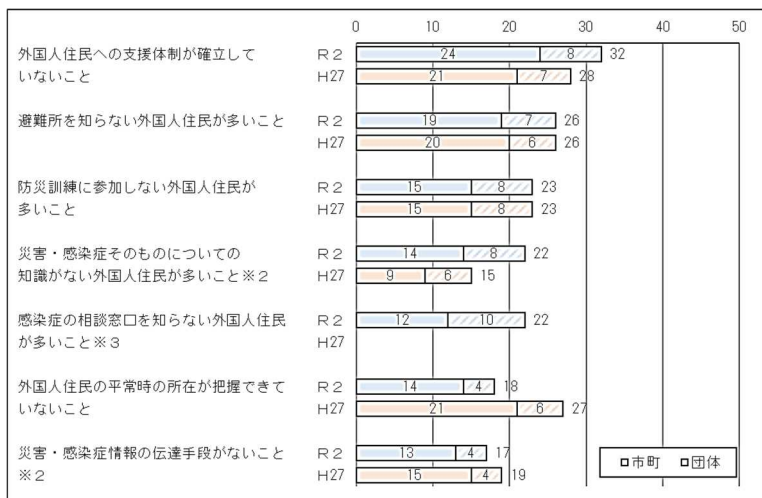
図表 19 相談窓口に関する課題、問題点



⑥ 防災・感染症対策

「外国人住民への支援体制が確立していないこと」、「災害・感染症そのものについての知識がない外国人住民が多いこと」との回答が増えており、「避難所を知らない外国人住民が多いこと」や「感染症の相談窓口を知らない外国人住民が多いこと※3」の回答も多いことから、防災・感染症対策の周知が課題となっている。

図表 20 防災・感染症対策に関する課題、問題点

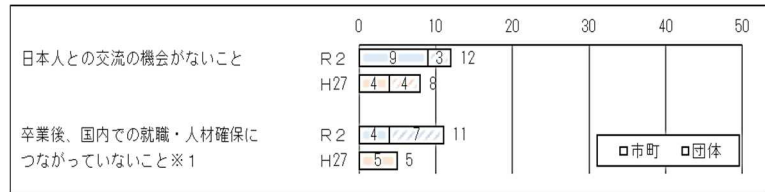


⑦ 留学生

H27 調査と比べて「日本人との交流の機会がないこと」と回答した市町が増えており、留学生も含めて外国人県民との交流が課題となっている。

また、団体の半数以上が「卒業後、国内での就職・人材確保につながっていないこと」と回答しており、留学生に係る課題認識に関し、市町と団体で差が出ている。

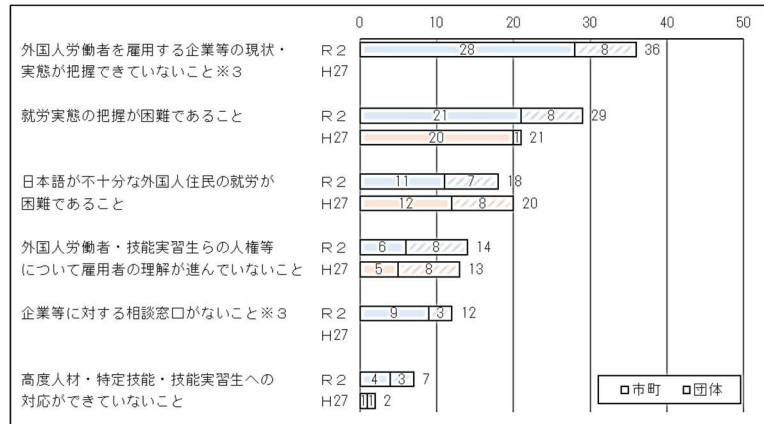
図表 21 留学生に関する課題、問題点



⑧ 就労

半数以上の市町・団体において「外国人労働者を雇用する企業等の現状・実態が把握できていないこと」と回答し、H27 調査と比べて「就労実態の把握が困難であること」との回答も増えている。これは、市町・団体と外国人労働者を雇用する企業等との情報交換等の機会が少ないことに起因すると推察される。

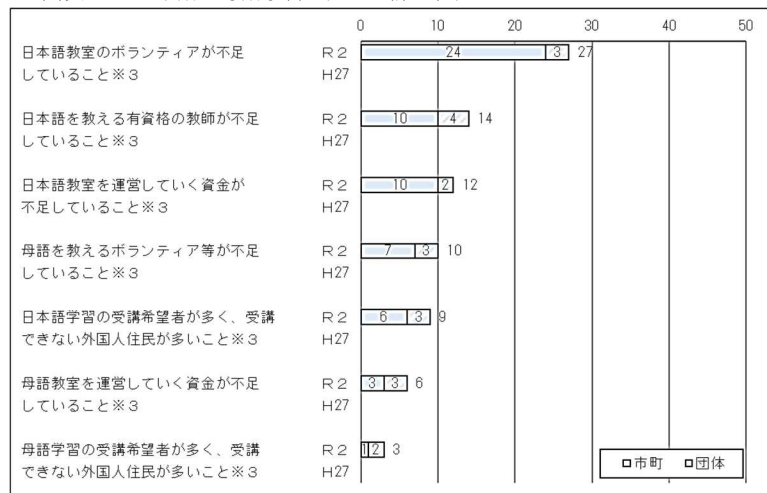
図表 22 就労に関する課題、問題点



⑨ 日本語・母語学習

「日本語教室のボランティアが不足していること」、「日本語を教える有資格の教師が不足していること」、「日本語教室を運営していく資金が不足していること」、「日本語教室を運営していく資金が不足していること」との回答が多く、日本語・母語学習を担う人材や資金の不足が課題となっている。

図表 23 日本語・母語学習に関する課題、問題点



＜ 総括 ＞

R2 調査では合計 54 の市町・団体、H27 調査では合計 53 の市町・団体を対象に調査を実施した結果、R2 調査及びH27 調査それぞれにおいて半数以上が、「市町あるいは市町国際交流協会の予算・担当人員不足」、「外国人住民の現状・実態の把握ができていないこと」、「日本人住民と外国人住民とのコミュニケーション、交流の機会の不足」、「日本語能力が不十分な外国人児童・生徒がいること」、「外国語対応医療機関が少ないこと」、防災・感染症対策について「外国人住民への支援体制が確立していないこと」、相談窓口について「多言語での対応が難しいこと」、「外国人労働者を雇用する企業等の現状・実態が把握できていないこと」などと回答しており、県内において多文化共生の取組みを進める上での中心的な課題と捉えることができる。

また、H27 調査と比べて「日本人住民の多文化共生に関する理解不足、意識の低さ」、「日本人住民の外国人に対する人権意識の低さ」、「外国人生徒の高校進学や就職など進路実現に障害が生じていること」、「コミュニケーション不足等により地域住民とのトラブルが生じること」、相談窓口について「多言語での対応が難しいこと」、留学生について「卒業後、国内での就職・人材確保につながっていないこと」、「高度人材・特定技能・技能実習生への対応ができていないこと」などの回答が6割以上増加している。H27 調査以降、外国人県民の増加、多国籍化・分散化、さらには県内産業における外国人人材の重要性の高まりなどといった社会環境の変化等が、R2 調査の結果に影響しているものと推察される。

図表 24 アンケート調査方法

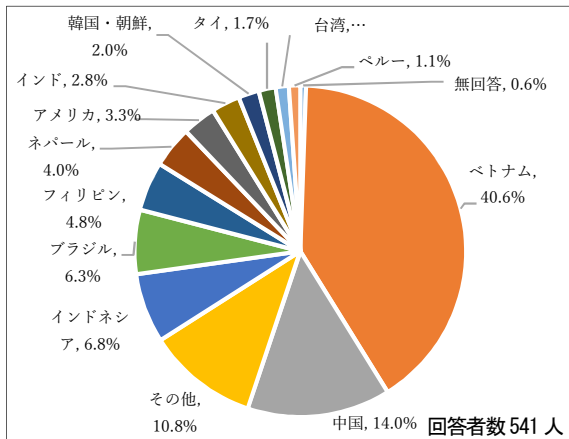
○調査時期 令和2年7月		
○回答方式 複数選択方式		
○調査対象		
	H27 調査	R2 調査
市町	41 市町	41 市町
外国人コミュニティ・外国人支援団体等	下記 12 団体 ・ 関西ブラジル人コミュニティ ・ 神戸華僑総会 ・ 在日本印度商工会議所 ・ 在日本大韓国民団兵庫県地方支部 ・ 在日朝鮮人総联合会兵庫県本部 ・ ひょうごラテンコミュニティ ・ Community House & Information Center ・ ベトナム夢 KOBE ・ 兵庫県外国人学校協議会 ・ 神戸外国人救援ネット ・ たかとりコミュニティセンター ・ 神戸定住外国人支援センター	下記 13 団体 ・ 関西ブラジル人コミュニティ ・ 神戸華僑総会 ・ 在日本印度商工会議所 ・ 在日本大韓国民団兵庫県地方支部 ・ 加古川フィリピンコミュニティ ・ ひょうごラテンコミュニティ ・ Community House & Information Center ・ ベトナム夢 KOBE ・ 兵庫県外国人学校協議会 ・ 兵庫朝鮮学園 ・ 神戸外国人救援ネット ・ たかとりコミュニティセンター ・ 神戸定住外国人支援センター

4 外国人県民アンケート調査

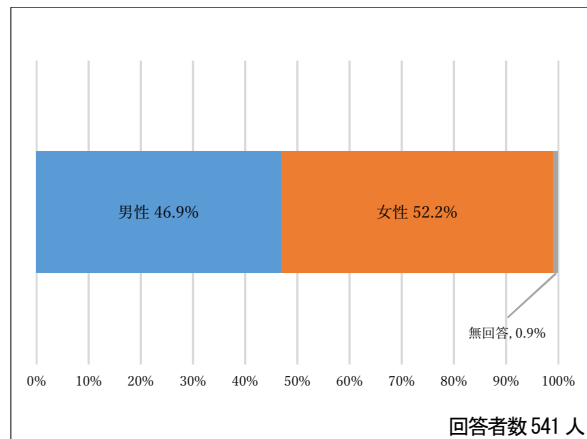
外国人県民が暮らしやすい社会に向けた課題等について、県内の日本語教室の協力を得て、各教室の受講生を中心に兵庫県に在住する外国人県民の方々を対象に、令和2年7月から8月にかけてアンケート調査を実施した。回答が得られた外国人県民の方々の属性については本ページに、アンケート調査方法については20ページに記している。

図表 25 アンケート回答者の属性

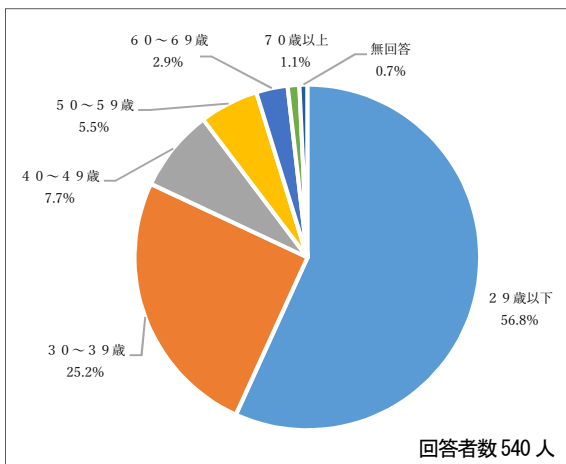
〔国籍・地域〕



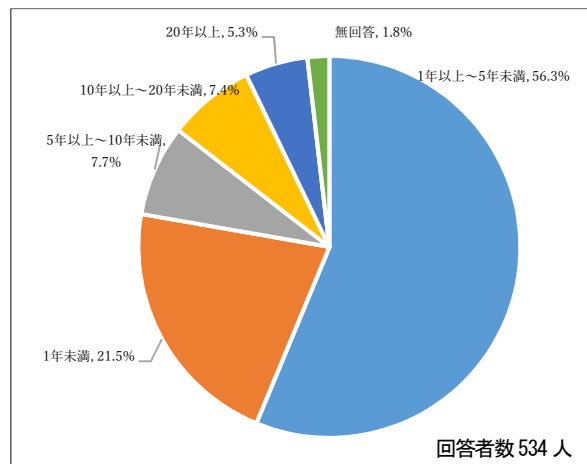
〔性別〕



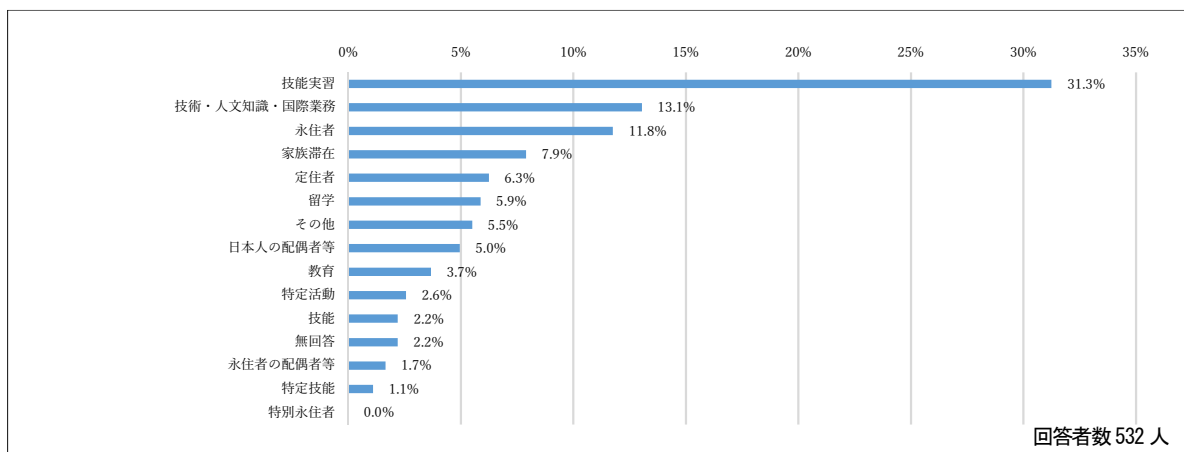
〔年齢〕



〔日本での滞在（居住）期間〕



〔現在の在留資格〕

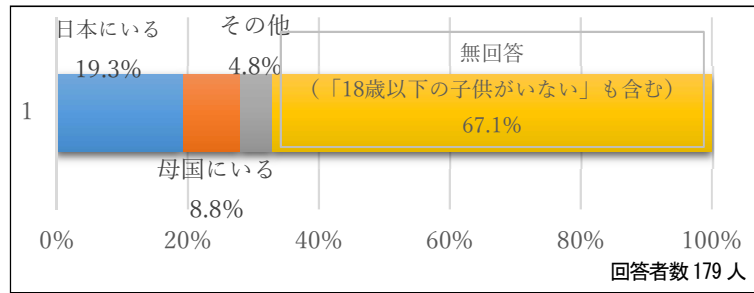


(1) 子育て

① 子どもの所在

未成年の子どもの所在は「日本」が19.3%と最も多く、子どもがいる方では約6割を占め、帯同滞在が多いことがわかる。次いで「母国」が8.8%となっている。

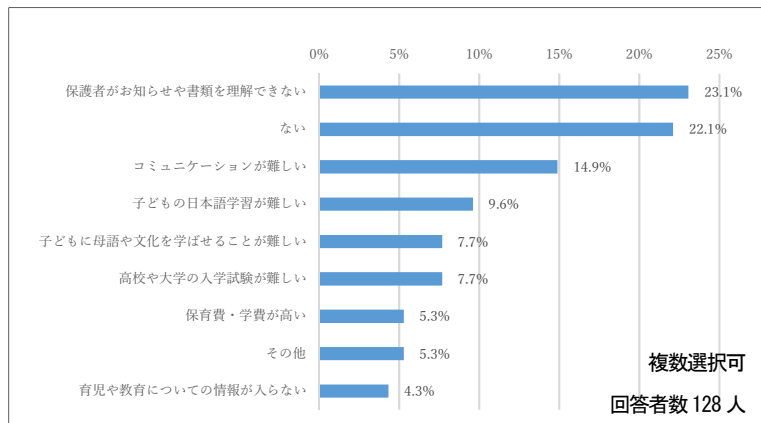
図表26 18歳以下の子どもの所在地



② 課題

日本に未成年の子どもがいる回答者の育児上の困難な状況として、「保護者がお知らせや書類を理解できない」を挙げる割合が23.1%と最も多く、次いで「コミュニケーションが難しい」が14.9%、「子どもの日本語学習が難しい」が9.6%の順となっている。回答者の中で、困った経験が「ない」とする人も22.1%と高い数値であった。

図表27 子育てに関する課題、問題点

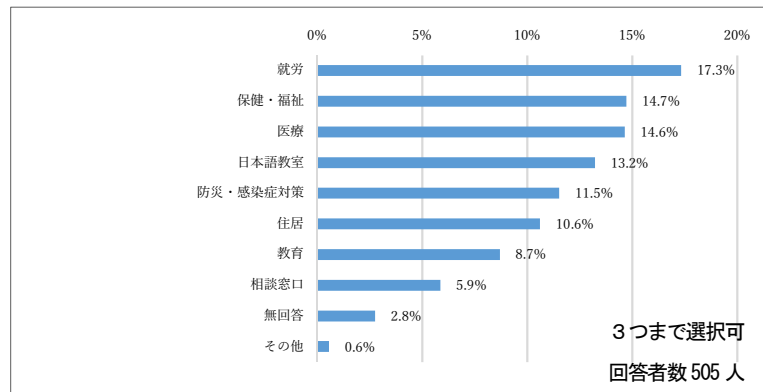


(2) 生活・居住

① 生活で最も重要な情報

日本での生活で最も重要な情報として、「就労」関連が17.3%と最も多く挙げられ、次いで「保健・福祉」が14.7%、「医療」が14.6%、「日本語教室」13.2%の順となっている。

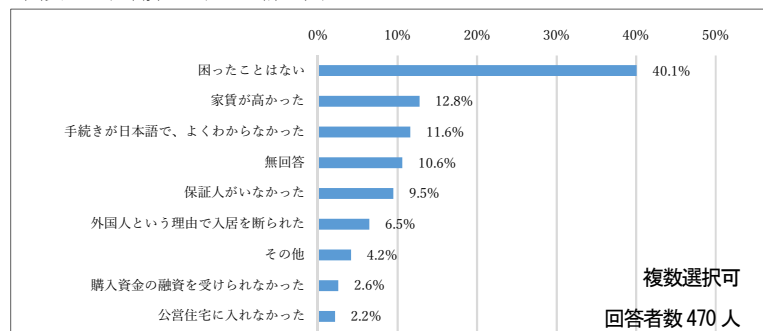
図表28 生活で最も重要な情報



② 課題、問題点

回答者のうち、住居探しで困った点として、「家賃が高かった」が12.8%と最も多く、次いで「手続きが日本語で、よくわからなかった」が11.6%、「保証人がいなかった」が9.5%の順となっている。しかしながら、全体の約4割が「困ったことはない」と答えており、在留資格が「技能実習」（全体の31.3%）などでは、日本側の受入体制が整っているためと考えられる。

図表29 住居探しに関する課題、問題点

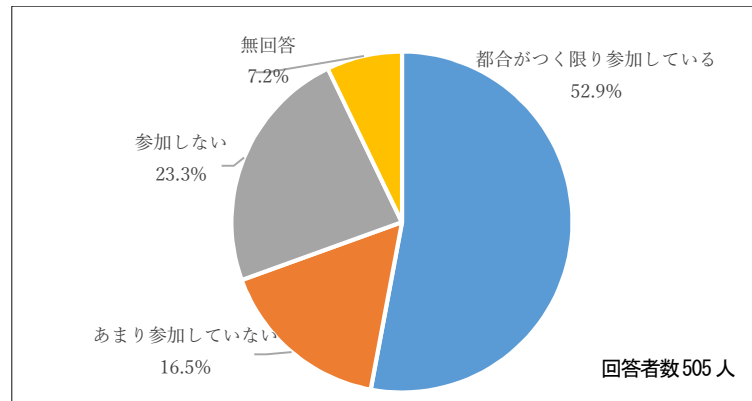


③ 地域イベント・活動

「都合がつく限り参加している」が 52.9%と半数を超えている。「あまり参加していない」を加えると69.4%となり、約7割の人が何らかの形で地域交流に参加していることが伺える。

「参加しない」23.3%をどのように巻き込んでいくかが課題となる。

図表 30 地域イベント・活動への参加状況

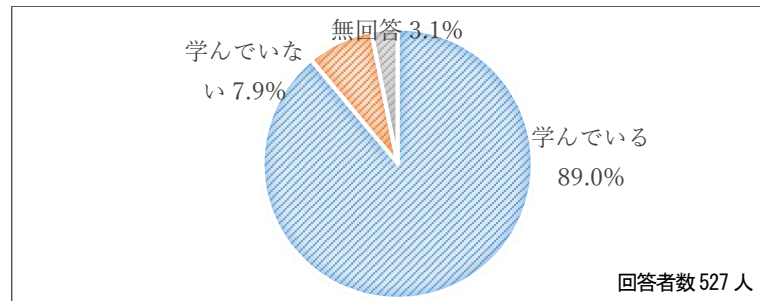


(3) 日本語学習

① 日本語学習状況

回答者のうち、約9割の89.0%が現在日本語を学んでおり、7.9%が「学んでいない」と回答した。

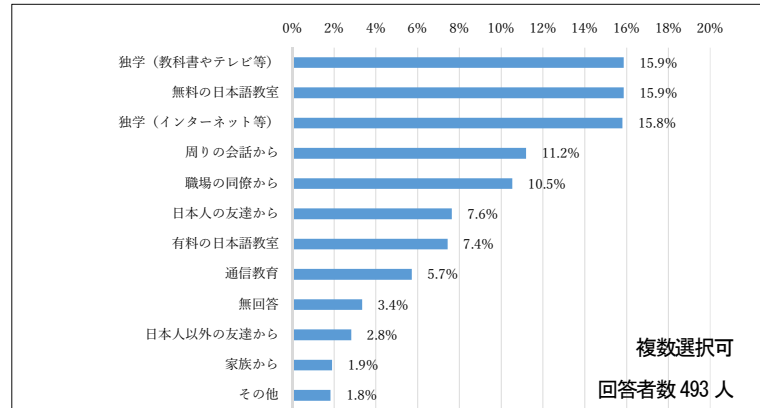
図表 31 日本語学習状況



② 日本語学習方法

現在日本語を学んでいる人の学習方法と場所について、①で「現在日本語を学んでいない」とする回答者以外の501名を対象と想定し、教科書やテレビ、インターネット等での「独学」が合計で31.7%と最も多く、次いで「無料の日本語教室」が15.9%、「周りの会話から」が11.2%の順となっております。

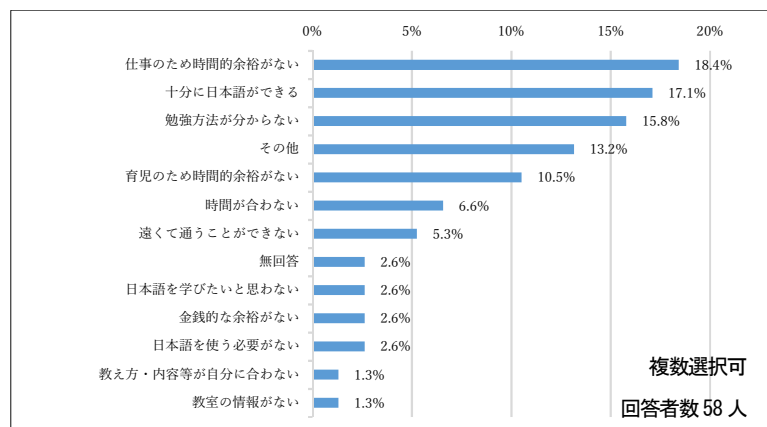
図表 32 日本語学習方法



③ 日本語未習理由

①で「現在日本語を学んでいない」と回答した人の理由として、「仕事のための時間不足」が18.4%と最も多く、次いで「(すでに)十分に日本語ができる」が17.1%、「勉強法がわからない」が15.8%、「育児のための時間不足」が10.5%の順となっている。

図表 33 日本語未習理由

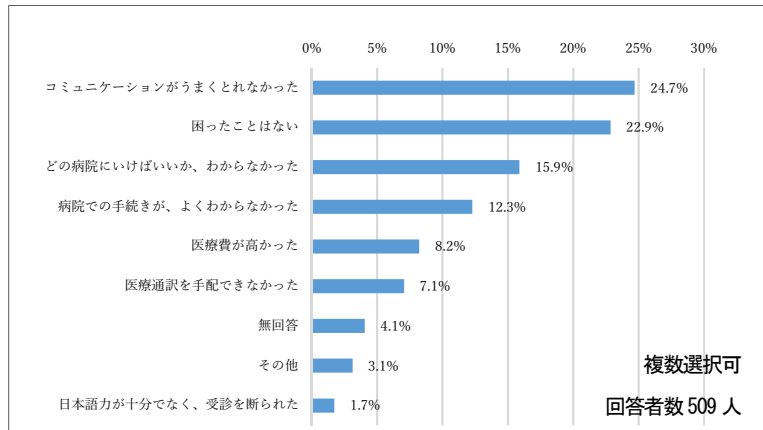


(4) 医療・保険・福祉

① 医療の課題、問題点

医療受診時の困った点として、「コミュニケーションがうまくとれなかった」が24.7%を最も多く、次いで「どの病院にいけばいいかわからなかった」が15.9%、受診時の「病院での手続きが、よくわからなかった」12.3%であった。また、少ないながら、「日本語能力が十分でなく、受診を断られた」という回答も1.7%（15件）あった。

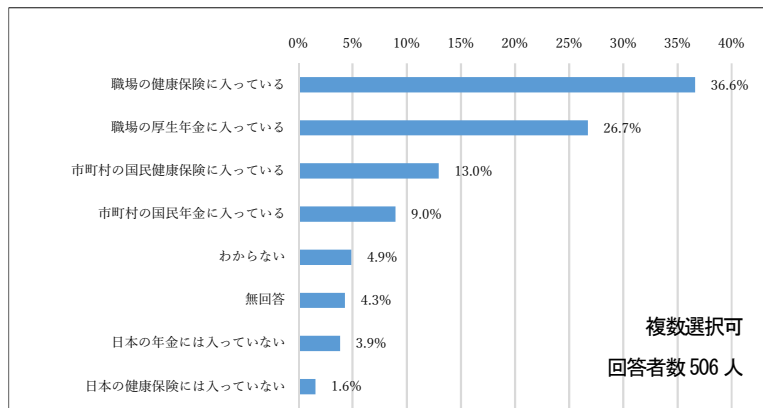
図表 34 医療に関する課題、問題点



② 社会保障の課題、問題点

社会保障制度の加盟状況は、まず健康保険について、「職場の健康保険に入っている」が36.6%と高く、次いで「国民健康保険に入っている」13.0%となっている。年金制度については、「職場の厚生年金に入っている」が26.7%、対して「市町村の国民年金に入っている」は9.0%と加入率は低い。

図表 35 社会保障に関する課題、問題点



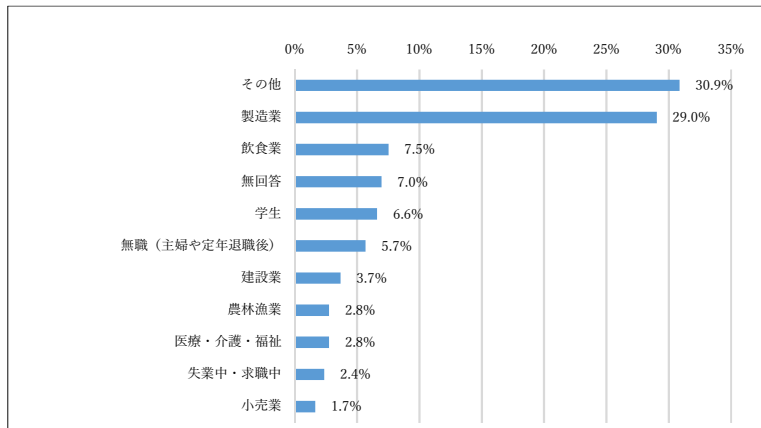
(5) 就労

① 就労先の業種

在留資格の種別割合で「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」が多いことも反映し「その他」を除くと、「製造業」が29.0%と最も多く、次いで「飲食業」が7.5%となっている。

また、「建設業」「農林漁業」「医療・介護・福祉」も一定割合を占めている。

図表 36 就労先の業種

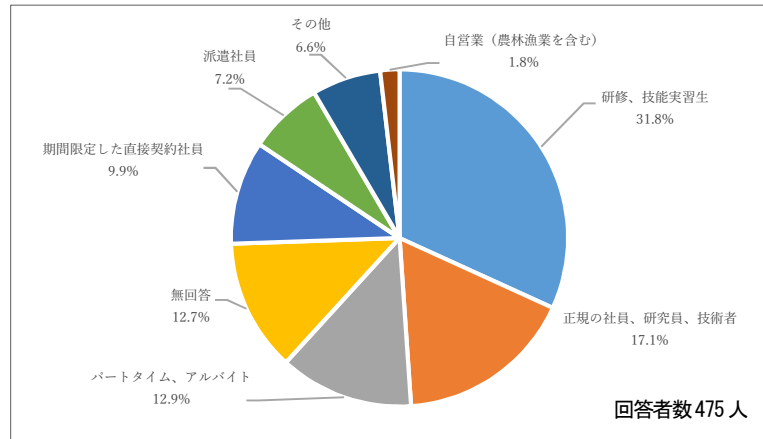


回答者数 506 人

② 雇用形態

在留資格の種別割合を反映し、雇用形態では、「研修、技能実習生」が最も多くなっている。次に多いのが「正規の社員、研究員、技術者」の17.1%、次いで「パートタイム・アルバイト」の12.9%、「期間限定した直接契約社員」9.9%となっている。

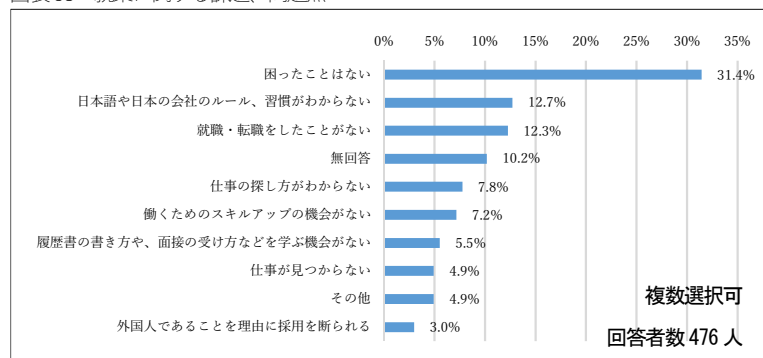
図表 37 雇用形態



③ 課題、問題点

就業に関わる困った点としては、「日本語や日本の会社のルール、習慣がわからない」が最も多く12.7%、次いで「仕事の探し方がわからない」が7.8%、「働くためのスキルアップの機会がない」7.2%、「履歴書の書き方や、面接の受け方などを学ぶ機会がない」5.5%と課題が挙げられている。

図表 38 就業に関する課題、問題点

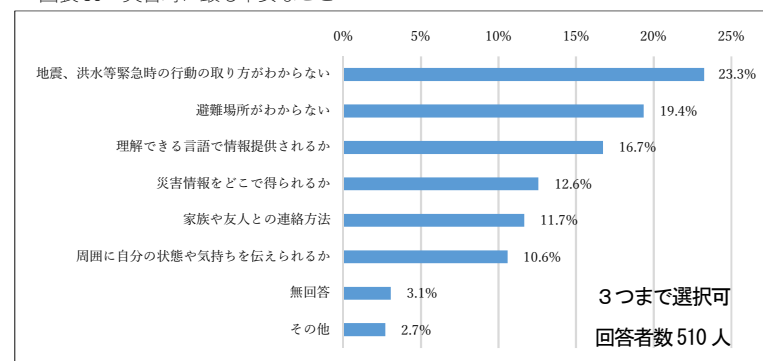


(6) 緊急時

① 災害時の不安

災害時の不安点として、「地震、洪水等緊急時の行動の取り方がわからない」を挙げるものが23.3%と最も多く、次いで「避難場所がわからない」19.4%、「理解できる言語で情報提供されるか」16.7%、「災害情報をどこで得られるか」12.6%と情報に関する不安が多く挙げられている。

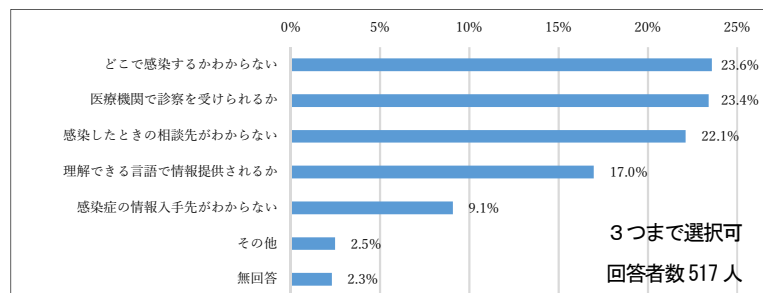
図表 39 災害時に最も不安なこと



② 感染症の不安

感染症に関する不安点としては、「どこで感染するかわからない」や「感染したときの相談先がわからない」、「医療機関で診察を受けられるか」は、それぞれ20%を超えており、不安の高さは日本人と同様であることがうかがえる。

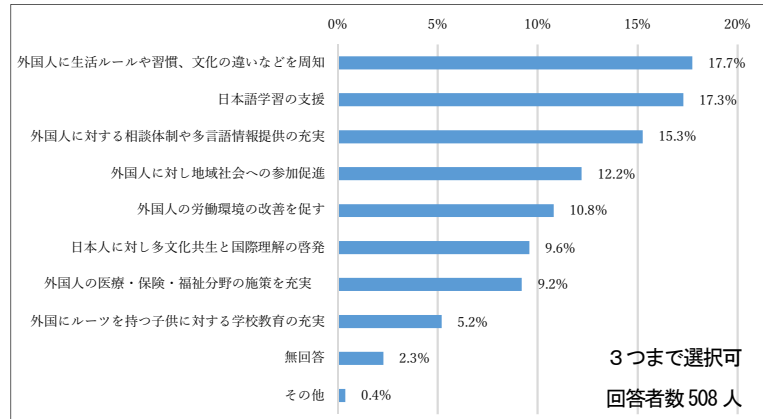
図表 40 感染症について最も不安なこと



(7) 行政に期待すること

多文化共生社会の実現に向け、行政に期待することとして、「外国人に生活ルールや習慣、文化の違いなどを周知」が17.7%と最も多く、次いで「日本語学習の支援」が17.3%、「外国人に対する相談体制や多言語情報提供の充実」が15.3%の順で挙げられている。

図表41 行政に期待すること



〈 総括 〉

本調査において回答が得られた外国人県民の約4割がベトナム国籍を有しており、また、回答者の約6割が「1年以上～5年未満の日本滞在期間」、「29歳以下」であることから、比較的若く来日して日の浅い外国人県民の回答が主に調査結果に反映されている。

県内の日本語教室の協力を得て、各教室の受講生を中心にアンケートを行ったため、回答者の大半が日本語を学習中であるものの、子育てにおいて「保護者がお知らせや書類を理解できない」、病院において「コミュニケーションがとれなかった」、緊急時において「地震、洪水等緊急時の行動の取り方がわからない」などの回答が多く、日本語能力の不足や居住地域の生活ルール・習慣・文化への理解不足が推察される。

行政に対しては、「外国人に生活ルールや習慣、文化の違いなどを周知」、「日本語学習の支援」、「外国人に対する相談体制や多言語情報提供の充実」などへの期待が多くなっている。

図表42 アンケート調査方法

<p>○調査時期 令和2年7月～同年8月</p> <p>○回答方式 単一選択方式または複数選択方式</p> <p>○調査対象 県内に在住する外国人県民</p> <p>○対象言語 9言語10種のアンケート用紙を配布</p> <p>○配布方法 県内の日本語教室(36主催団体)の協力を得て、各教室の受講生である外国人県民にアンケート用紙を配布</p> <p>○回収状況 36主催団体 から544人分を回収(回答率38.9%、配布数1,400人)</p>	<p>日本語(やさしい日本語)、英語、中国語(簡・繁体字)、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語</p>
<p>協力が得られた県内の日本語教室一覧</p>	
<p>(神戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西ブラジル人コミュニティ CBK 学習支援講座 AMIGOS ・(公財) 神戸学生青年センター六甲奨学金にほんごサロン ・(公財) 神戸市国際協力交流センター ・KFC 神戸定住外国人支援センター ・住之江日本語教室 ・日本語ボランティア「チャオ」 ・NPO 法人場とつながりの研究センター(北神日本語教室) ・東灘日本語教室 ・ミャンマー関西 <p>(阪神北)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市国際・平和交流協会 ・伊丹ユネスコ協会日本語教室 ・猪名川町国際交流協会 ・(特非) 宝塚市国際交流協会 ・宝塚日本語教室「ともだち」 ・中国帰国者と交流する市民の会 ・ともにいきる宝塚 <p>(東播磨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財) 明石市文化国際創生財団 ・(公財) 加古川市国際交流協会 ・さくらにほんご教室 ・多文化センターまんまるあかし ・中国「残留日本人孤児」を支援する兵庫の会(明石) ・西明石日本語教室 	<p>(北播磨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かさい日本語教室 ・(特非) 加東市国際交流協会 ・多可日本語教室 ・西脇市国際親善交流協会 ・(特非) ねひめカレッジ ・三木市国際交流協会 <p>(中播磨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川町国際交流協会 ・神可日本語教室 ・にほんごサロン和 ・ふくさき日本語サロン <p>(西播磨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相生市国際交流協会 ・宍粟市国際交流協会 <p>(但馬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝来市連合国際交流協会 ・香美町国際交流協会 ・豊岡市国際交流協会 ・にほんご豊岡あいうえお ・やぶ日本語教室 <p>(丹波)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(特非) 篠山国際理解センター ・丹波市国際交流協会 <p>(淡路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にほんごさーくる淡路

5 課題

(1) ひょうご多文化共生社会推進指針の4つの柱についての課題

多文化共生社会の実現に向けて様々な課題があるが、県内市町・団体及び外国人県民へのアンケート調査結果も踏まえて、「意識づくり」「人づくり」「生活基盤づくり」「地域づくり」の4つの柱で区分し、次のとおり整理する。

① 意識づくり

本県では、平成5年度の「地域国際化推進基本指針」策定以来、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解や寛容の気持ちを育む「こころの国際化」に取り組んできたが、依然として、ヘイトスピーチ等の差別があり、誤解や摩擦、トラブルが生じているなど、「こころの壁」はまだ解消されるに至っていない。

県内市町・団体へのアンケート調査結果においても、「日本人住民の多文化共生に関する理解不足、意識の低さ」、「日本人住民の外国人住民に対する人権意識の低さ」などが課題との回答が増えている状況にある。

そのような中、双方向のコミュニケーションにより相互理解を促進し、差別等をなくすため、歴史的な背景を踏まえて、人権や多文化共生に対する理解を促進する必要がある。

さらには、「ダイバーシティ」（多様性）にとどまらず、それを更にいかすため「インクルージョン」（包含）の意識を高めることも求められる。

② 人づくり

日本語や母語の理解が不十分な外国人児童生徒や、日本語の理解が不十分な日本国籍の児童生徒が増加しており、県内市町・団体へのアンケート調査結果においても、「日本語能力が不十分な外国人児童・生徒がいること」、「母語能力が不十分な外国人児童・生徒がいること」などが課題との回答が増えている。

外国人児童生徒が夢や志を持って地域の中で自立して未来に向けて挑戦できるよう、学校において日本語指導及び母語による支援を充実させるとともに、外国人特別枠選抜など受入体制を整備する必要がある。また、地域における日本語教育や母語教育、教科学習支援についても、充実させる必要がある。

一方、「日本人住民と外国人住民とをつなげるコーディネーター・キーパーソンの不在」が課題との回答も多く、グローバル化が進む中、海外との地域間交流を推進するとともに、地域における外国人県民との交流を推進する人材を育成していく必要がある。

また、豊かな語学力やコミュニケーション能力のみならず、多文化共生の理念を十分理解し、世界で活躍できるグローバル人材を育てていく必要がある。

③ 環境づくり

多文化共生社会の実現に向けて、すべての県民が安全・安心に暮らせることが重要であり、自己の能力を伸ばし、生かすことで地域社会に参画、貢献していく人材を育成することが重要となる。しかし、外国人県民の生活を取り巻く様々な「ことばの壁」、「制度の壁」がこれを困難にしているのが現状である。

県内市町・団体へのアンケート調査結果において、「多言語での提供は行っているが、周知が不足していること」を課題としてあげる市町・団体も多く、「やさしい日本語」も活用しつつ、行政情報・生活情報の多言語化での発信強化を進めるとともに、多言語の情報をいかに多くの外国人県民に届けるかといことも課題となっている。

また、相談窓口における「多言語での対応が難しいこと」、「コミュニケーション不足により地域住民とのトラブルが生じること」、「外国語対応医療機関が少ないこと」、防災・感染症対策の「外国人住民への支援体制が確立していないこと」などを課題としてあげる市町・団体も多い。

外国人県民を対象としたアンケートにおいては、日本での生活で最も重要な情報は、就労、保健・福祉、医療、日本語教室の順に多く、行政がやるべきことについては、「日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどの周知」「日本語学習の支援」「相談体制や多言語情報提供の充実」の順に多くなっている。

そうした中、市町・外国人コミュニティ・外国人支援団体等と連携した多言語による相談体制の充実、日本語及び文化・習慣に関する学習支援、入居差別をなくし住居確保のための環境整備、医療通訳体制の整備をはじめ保健・医療・福祉分野における支援、雇用就業をめぐる支援と環境の充実、防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備、感染症対策における情報提供と支援整備などの環境づくりを推進していく必要がある。

④ 地域づくり

地域においては、県内市町・団体へのアンケート調査結果で、「日本人住民と外国人住民とのコミュニケーション、交流の機会の不足」を課題としてあげる市町・団体も多く、外国人県民アンケートでは、「地域イベント・活動に都合がつく限り参加している」と回答は半数程度にとどまっている。

今後さらに外国人県民の地域活動への参画を促進するとともに、多文化共生を担う次世代のリーダーを育成し、多文化共生の取組みを広げていく必要がある。

(2) 社会情勢の変化に伴う新たな動向に対する課題

本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進むとともに、グローバル化が進展する中、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による社会情勢の変化も生じている。

そうした変化を背景とした新たな動向に対する外国人県民に関わる課題について、次のとおり整理する。

① 在住外国人の多国籍化・分散化への対応

兵庫県内の在留外国人数は、増加傾向にあるとともに、在住地域の分散化が進んでおり、県内市町・団体へのアンケート調査結果で、「外国人住民の現状・実態の把握ができていないこと」を課題としてあげる市町・団体も多く、外国人住民の状況を把握したうえで、県内各地域で幅広い国籍の方に、双方向のコミュニケーションを促進するなど、それぞれの地域の実情に応じた環境づくりが必要となっている。

② 日本語教育・母語教育の必要性

在留外国人が増加する中、令和元年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、幼児・児童・生徒、留学生、被用者等に対する日本語教育や地域における日本語教育の機会の拡充、より身近な生活圏内で日本語を学べる体制等が求められている。

一方、在留外国人の定住化が進む中、外国人児童生徒等の母語・母国文化保持の重要性も高まっているものの、県内市町・団体へのアンケート調査結果においては、「日本語教室のボランティアや母語を教えるボランティア等が不足していること」を課題としてあげる市町・団体が多くなっている。

また、外国人県民アンケートでは、日本語を学んでない理由として、「仕事のため時間的余裕がない」「勉強方法がわからない」といった理由が多く、自習可能な日本語学習教材の普及啓発等も課題となっている。

③ 県内産業における外国人人材の重要性

県内の外国人労働者数、外国人事業者数ともに増加傾向にあるが、県内市町・団体へのアンケート調査結果において、「外国人労働者を雇用する企業等の現状・実態が把握できていないこと」を課題としてあげる市町・団体が多い状況にある。外国人県民アンケートでは、日本での最も重要な情報は就労についてという回答が一番多くなっている。

県内産業における外国人人材の重要性は高まっており、県内経済の持続的発展の面からも、外国人労働者の実態を把握するとともに、地域住民の一員として暮らし働ける環境づくりや企業・地域・行政の連携による雇用就業をめぐる支援と環境の充実が必要となっている。

また、改正出入国管理法が平成31年4月1日に施行、在留資格「特定技能」が創設される中、国において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が示されるなど、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組み、生活者としての外国人に対する支援等が求められている。

④ ポストコロナ社会への対応

新型コロナウイルス等の感染症への対応が求められる中、県内市町・団体へのアンケート調査結果では、「感染症の相談窓口を知らない外国人住民が多いこと」、「災害・感染症そのものについての知識がない外国人住民が多いこと」を課題としてあげる市町・団体も多く、外国人県民アンケートでも自然災害と同程度に感染症について「どこで感染するかわからない」など不安に思うという回答が多くなっている。

そうした中、自然災害のみならず、感染症予防や感染の懸念、周囲に感染者が生じた際の対応等について、外国人県民のニーズに合った「やさしい日本語」も活用した多言語での情報提供、関係機関の連携などが課題となっている。

また、対面相談や集合型セミナーなど従来の手法から、オンラインなど新たな手法による取組みが拡大しており、感染予防対策にも考慮しながら、ポストコロナ社会の到来を見据えた新しい生活様式への対応や新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援等が課題となっている。

さらには、外国人に対する排他的思考や意識の克服に向けた継続的な啓発も求められている。

Ⅲ めざす姿と取組方針

1 めざす姿

(1)歴史的背景

県政 150 年余の歴史の中で、兵庫県は 1868 年の神戸港開港とともに、外国人の居住が進み、多文化共生の中で大きな経済文化的発展を遂げてきた。時代が変化する中で、この魅力を財産として、人口減少、高齢化などの解決に向けて、関係機関が一体となって前進していくことが必要である。

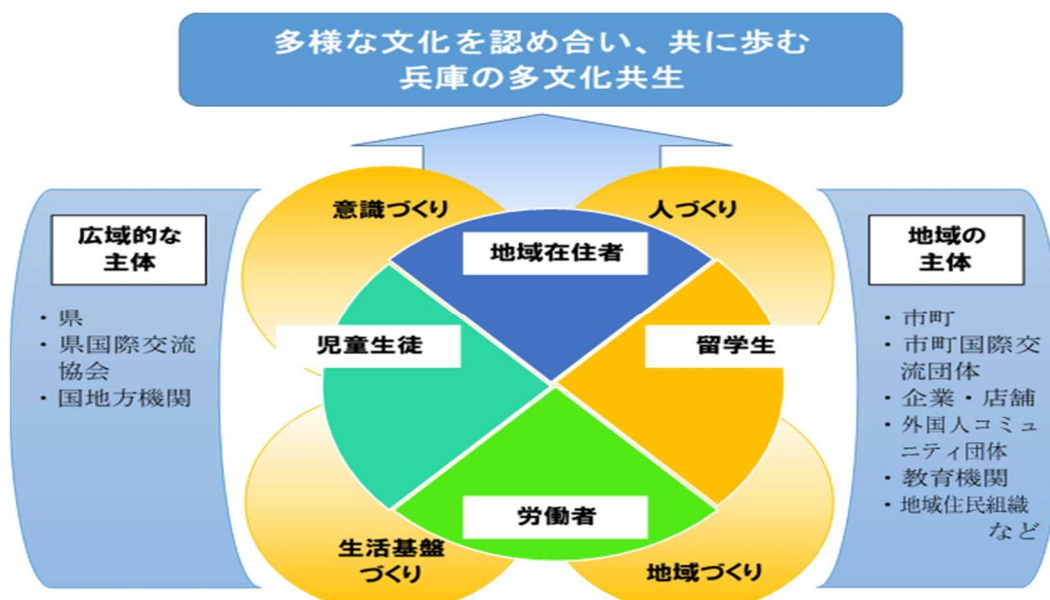
(2)方向性

多文化共生社会の推進にあたっては、全県レベルでの環境づくりが必要なのはもちろんであるが、在住外国人が県内の多種多様な地域に広がっている現在、地域の実情に応じた多文化共生のあり方を、各主体がともに考え形成していくことも、これからの多文化共生には重要である。

また、個々の外国人県民をめぐる状況も多種多彩となっており、抱える課題の多くは幅広い分野にまたがっている。地域在住者、児童・生徒、留学生、労働者といった個々の特性に応じた取り組みを推し進めることが、ひとりひとりの置かれた環境に寄り添った共生社会づくりにつながる。

そこで、「多様な文化を認め合い、共に歩む 兵庫の多文化共生」を今回改定する推進指針のめざす姿のイメージとして掲げ、地域の様々な主体が相互連携を図りながら、地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを推し進めることで、すべての県民が、世界の異なる文化や生活習慣、価値観を理解し、多文化共生社会の理念のもと、共に助け合い、自己を生かして活躍できる活力ある地域づくりをめざす。

図表 43 めざす姿と取組方策のイメージ



2 取組方針

推進指針がめざす姿を実現するには、近年の環境変化や新型コロナウイルス対策等の知見を踏まえた取組を、関係する主体が連携しながら推し進める必要がある。

いっぽう、従来の推進指針を踏まえて関係主体がこれまで培ってきた経験や知見は、今後の多文化共生社会の推進にあたって貴重な財産となるものである。

そこで、取組方針については、現行指針で提示した「意識づくり」「人づくり」「生活基盤づくり」「地域づくり」の4つの柱は生かしつつ、下表1のような充実を図ることで、新たな課題に対応した多文化共生社会実現に向けた推進方策の展開を図る。

図表 44 主な充実内容

意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた多文化共生推進の環境づくりを推進し、先導的に取り組む地域の事例を発信
人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「学び」と「交流」に着目した項目構成に改編 「日本語教育の推進に関する法律」の制定等を踏まえ、学習者の能力や環境等に応じた日本語学習や母語・母文化学習の機会の拡大を後押し 留学生の受け入れ体制整備や学習・生活支援とともに、県内で就職し地域の活力となるための取り組みを支援
生活基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 多言語による防災・生活情報の発信を強化 相談機関や市町等と連携し、幅広い言語に対応した相談体制を充実 ICT技術も活用した医療通訳の充実など、保健・福祉・介護分野での外国人生活支援策を充実 「産業人材としての外国人県民」の視点を追加し、就業支援、能力開発など、外国人の雇用就業をめぐる支援を充実 ポストコロナ社会の到来を見据え、感染症対策における情報発信と支援体制の整備を充実
地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 支援ニーズの増大や多様化を踏まえ、多文化共生に取り組む人材の育成、在住外国人の地域活動促進を支援

図表 45 取組体系

1 多文化共生の意識づくり	(1) 多文化共生の意義の普及啓発
	(2) 地域の実情に応じた環境づくりと情報発信
2 多様な文化を理解し活躍できる人づくり	(1) 外国人児童生徒等への日本語教育・母語教育等の推進
	(2) 学校での受け入れ体制整備・学習機会の確保
	(3) 留学生等の受け入れ体制整備
	(4) 兵庫発グローバル人材の育成と地域間交流の推進
3 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり	(1) 情報提供の多言語化
	(2) 多言語による相談体制の充実
	(3) 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援
	(4) 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備
	(5) 住宅確保のための環境整備
	(6) 雇用就業をめぐる支援と環境の充実
	(7) 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備
	(8) 感染症予防への意識啓発と感染症に対応する体制づくり
4 誰もが参加できる活力ある地域づくり	(1) 外国人県民の地域活動への参画促進
	(2) 多文化共生に取り組む人材の育成

取組体系

多様な文化を認め合い、共に歩む兵庫の多文化共生

行動目標	施策の方向	主な施策
1 多文化共生の意識づくり	(1) 多文化共生の意義の普及啓発	① 地域住民や企業、NGO等に対して研修会等を実施 ② 県海外事務所等を活用して多文化共生の動向を把握 ③ 多文化共生の実現をめざす教育を推進 ④ ヘイトスピーチ等にかかるインターネット上への差別的な書き込みに対するモニタリング実施
	(2) 地域の実情に応じた環境づくりと情報発信	① 音声翻訳機の導入や通訳ボランティアの派遣等により双方向コミュニケーションを推進 ② 双方向コミュニケーションによる多文化共生の意識づくりの推進 ③ 双方向コミュニケーションの取組み等を情報発信 ④ 全県的な多文化共生の環境づくりを推進
2 多様な文化を理解し活躍できる人づくり	(1) 外国人児童生徒等への日本語教育・母語教育等の推進	① 学校における日本語指導体制の整備や教職員の研修等を実施 ② 小中学校で効果的な日本語指導や多文化共生教育の在り方を実践研究 ③ 「特別の教育課程」による日本語指導 ④ 日本語能力の向上のため日本語指導支援員を派遣 ⑤ 母語教育及び母国文化の情報発信拠点への支援 ⑥ 日常生活やセーフティネットとして機能する居場所づくりの推進 ⑦ 地域日本語教育の充実
	(2) 学校での受け入れ体制整備・学習機会の確保	① 「子ども多文化共生サポーター」の派遣 ② 外国人児童生徒等の就学支援、日本語指導や通訳指導に関する情報提供・教育相談の実施 ③ 「外国人児童生徒等のための受け入れハンドブック」による教職員研修を実施 ④ 県立高等学校において入学後の学習支援を行う特別枠選抜を推進 ⑤ 外国人児童生徒等が通える夜間中学校を充実 ⑥ 経済的理由により、就学に困難がある生徒に対する支援 ⑦ 外国人学校の運営支援、児童生徒など地域との交流活動を支援
	(3) 留学生等の受け入れ体制整備	① 留学生選抜試験等を通じて、県立大学で留学生等の受け入れを促進 ② 留学生の学習活動を奨学金等で支援 ③ 留学生の県内企業への就職を促進 ④ 県内企業の高度外国人材活用を支援
	(4) 兵庫発グローバル人材の育成と地域間交流の推進	① 学校現場において異なる文化を理解する意欲・態度を育成 ② 外国語指導助手（ALT）の活用等により、児童生徒の語学力やコミュニケーション力を向上 ③ 国際交流を通じた国際感覚を身につけ、円滑なコミュニケーションを取れる人材の育成 ④ 友好姉妹州等に県民交流団等を派遣し、草の根の交流を推進 ⑤ 県立大学において英語で受講出来る講義を充実、留学生等の交流を促進 ⑥ 実業家等との情報交換の機会を創出し、学生のグローバルビジネスにかかる理解を促進 ⑦ 県内の観光産業を担うグローバル人材を育成
3 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり	(1) 情報提供の多言語化	① 行政情報・生活情報の多言語や「やさしい日本語」での発信を充実 ② SNSでの多言語情報発信の充実 ③ 音声翻訳機等を活用した双方向コミュニケーションの促進 ④ 「やさしい日本語」での情報提供を推進 ⑤ 理解しやすい表記による情報提供の普及
	(2) 多言語による相談体制の充実	① 外国人県民の直面する課題に対応できる多言語相談を充実 ② 居場所を提供する外国人コミュニティ・外国人支援団体への支援 ③ 市町等における相談体制の整備・充実を促進 ④ 地域の国際交流協会、NPO、NGO等の相談窓口間の連携や情報共有を推進 ⑤ 音声翻訳機等を活用した地域における相談対応の取組を県内全域へ普及推進
	(3) 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援	① 日本語や日本の文化・習慣に関する学習機会の提供促進 ② 県内各地域でモデル事業を展開し、身近な生活圏で日本語を身につけられる体制を整備 ③ 日本語及び日本の文化・習慣に関する教材の開発 ④ 日本語教室における外国人県民の社会への参加促進 ⑤ 地域の日本語教室を支援 ⑥ 日本語教師やボランティアの育成
	(4) 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備	① 多言語対応が可能な医療機関の情報提供システム等について周知を促進 ② ICT技術を活用した医療通訳制度の充実を支援 ③ 拠点となる医療機関等が適切に役割を果たせるよう体制整備を支援 ④ 日本の社会福祉制度について周知を図り加入を促進
	(5) 住宅確保のための環境整備	① 外国人であることを理由とした入居拒否等の解消に向け、人権や多文化共生について啓発 ② 入居拒否等人権侵害のおそれのある場合、法務局等関係機関へ迅速につなぐなど対応を推進 ③ 安定した住生活の確保のため、外国人の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供を促進 ④ 生活上のルール・習慣等の情報提供等のモデル地域での取組みを支援し県内に普及
	(6) 雇用就職をめぐる支援と環境の充実	① 企業相談窓口を充実し、外国人雇用を促進 ② 技能実習制度の適正化に向け、企業・地域・行政の連携を促進 ③ 職場内の多文化共生の意識づくりを促進 ④ 労働基準監督署等と連携して安全で安定した適正な雇用を促進 ⑤ 公共職業安定所等と連携して就業や能力開発を支援 ⑥ 留学生の県内企業へのインターンシップ等を支援
	(7) 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備	① 市町防災担当部署による平時からの外国人数の把握、適切な情報発信の取組みの推進 ② 外国人向け防災訓練や災害時の支援訓練を実施 ③ 多言語で災害情報や緊急情報を発信するシステムの活用を促進 ④ 災害情報等を多言語や「やさしい日本語」で発信 ⑤ 災害時における情報伝達、安否確認、支援活動に係る体制整備を推進 ⑥ 避難所を想定したコミュニケーション支援ツールの整備や翻訳機の導入など支援を充実
	(8) 感染症予防への意識啓発と感染症に対応する体制づくり	① 感染症予防にかかる情報を多言語や「やさしい日本語」で提供 ② 感染予防環境の整備や新たな生活様式に対応する多文化共生の取組を推進 ③ インターネット等への差別的な書き込みをモニタリングし、抑止効果を促進 ④ 感染状況や行政等の生活支援にかかる情報を多言語や「やさしい日本語」で発信強化 ⑤ 感染拡大時における情報伝達、支援活動に係る体制整備を推進 ⑥ 関係機関と連携した多言語での相談体制の充実 ⑦ 外国人学校の再開時における感染症対策に必要な取組みの支援 ⑧ 外国人学校の遠隔授業環境整備の取組みの支援
4 誰も参加できる活力ある地域づくり	(1) 外国人県民の地域活動への参画促進	① 行政・国際交流協会、外国人コミュニティ・支援団体等の体制充実を推進 ② 外国人コミュニティ・外国人支援団体等から意見を聴取する機会を確保 ③ 外国人コミュニティ・外国人支援団体等の情報共有を推進するネットワーク強化を支援 ④ 交流イベントを支援し、外国人県民の地域活動への参加を促進 ⑤ モデル地域における地域活動への参加促進の取組み等を検証し、他の地域に情報発信
	(2) 多文化共生に取り組む人材の育成	① 研修等を通じて外国人県民支援のリーダーとなる人材育成を推進 ② 地域の多文化共生を支えるボランティアを育成 ③ 国際交流員（GIR）や外国語指導助手（ALT）の多文化共生の地域づくりへの参加を促進 ④ 多文化共生を推進する外国人コミュニティ等への支援

3 多文化共生を推進するネットワーク

これまで県内では、県、市町、国際交流団体、外国人コミュニティ、外国人支援団体、ボランティア等が、以下のようなネットワークで連携や情報交換を図りながら、多文化共生に取り組んできており、今後も、地域の各主体が相互連携を図り、積極的な取組みを推進することが重要となる。

(1) 兵庫県外国人県民共生会議

兵庫県内には、様々な国籍の外国人コミュニティや外国人支援団体があり、外国人県民への情報提供や相談対応、交流事業などを行っている。それらの団体等と兵庫県との意見交換の場として、毎年外国人県民共生会議を開催し、多文化共生施策の推進にいかしている。

(2) 外国人県民相談ネットワーク推進会議

兵庫県内には、国際交流団体やNPO・NGOなどが運営する外国人県民相談窓口が40あり、それらで構成する「外国人県民相談ネットワーク推進会議」（事務局：兵庫県国際交流協会）では、関係機関との連携や情報共有を図り、円滑な相談業務の推進に努めている。

(3) ひょうご日本語ネット実務者会議

兵庫県内には、100以上の日本語教室があり、兵庫県内の日本語教育関係機関、日本語教師、日本語学習支援者・グループ等10団体以上が参加する「ひょうご日本語ネット実務者会議」（事務局：兵庫県国際交流協会）で、毎月情報交換し、お互いの連携と協力を図っている。現在まで就学支援ガイダンスの実施、外国人就労状況にかかる調査等、外国人児童生徒から成人に至るまでの兵庫県下における日本語教育にかかわる活動を行なっている。

(4) 兵庫地域留学生交流推進会議

兵庫県内の大学・行政・商工会議所等で構成する「兵庫地域留学生交流推進会議」（事務局：神戸大学）において、毎年情報交換や兵庫県内外国人留学生在籍状況調査等を行っており、兵庫県内における留学生の受入れ及び交流活動を推進している。

(5) ひょうご国際交流団体連絡協議会

平成25年6月に設立された「ひょうご国際交流団体連絡協議会」（事務局：兵庫県国際交流協会）は、兵庫県国際交流協会、県内市町国際交流団体及び国際交流協会を設置していない町のあわせて37団体4町で構成され、各団体の持つノウハウや情報を共有し、団体間が連携し課題解決に取り組むことにより、国際交流や多文化共生社会づくりを推進している。

4 各主体に求められる役割

多文化共生の推進においては、関係する主体が連携して取り組むことが不可欠であるが、下表には、県内における主な多文化共生推進主体の役割をまとめている。

図表 46 行政等の主体の主な役割

主 体	主な役割
県	広域自治体として、全県的な基本理念を策定し、その啓発や情報提供、広域的な課題への対応、先進的な取組等、市町による実施が難しい分野の取組を推進するとともに、県内関係機関相互の連携と協働を促進することが求められる。
市町	外国人県民に最も身近な行政主体として、日常生活上のニーズを的確に把握し、必要なサービスを提供する。また、地域住民の交流と協働のための環境づくりを行い、それぞれの地域特性に応じた、きめ細かな外国人県民との共生に係る取組を推進することが求められる。
国の地方機関	出入国在留管理局や公共職業安定所等は、各行政分野に応じた外国人県民の相談対応を行うなどの役割を的確に果たしていくことが求められる。
県国際交流協会	県と連携して、専門的知識やノウハウ、機動性を生かした広域的な取組、先進的な取組等、多文化共生の推進に係る事業を行うことが求められる。
市町国際交流協会	市町と連携して、専門的知識やノウハウ、機動性を生かし、地域の課題やニーズを踏まえたきめ細かな取組の推進等、多文化共生の推進に係る事業を行うことが求められる。

図表 46 団体・企業等の主体の主な役割

外国人コミュニティ・支援団体	県や市町、国際交流協会等と連携、協働して、ノウハウや情報、人材、ネットワーク等、各団体が持つ特色を生かし、地域のニーズを的確に把握した多文化共生に係る活動を行うことが求められる。
企業	外国人県民に対しても、日本人と同じ労働者という視点に立ち、外国人の人権を尊重し、労働関係法令等を遵守するなど、社会的責任を果たしていくことはもちろん、外国人県民の能力を開発し、能力が十分発揮されるように支援していくことが求められる。これらの企業は、地域社会で活躍、貢献する役割も求められる。
教育機関	学校においては、外国人児童生徒の在籍状況にかかわらず、すべての児童生徒に対して、多文化共生社会の実現を目指す教育の推進が求められる。また、日本語指導など、外国人児童生徒等の公立学校における受入体制の整備も求められる。 大学においては、多文化共生の分野における実態調査・研究等の行政等への支援や学生の国際感覚を醸成し、多文化共生の分野で活躍できる人材やグローバル人材等の育成を行うことが求められる。
地域住民組織	自治会等の地域住民組織の役割について、母国との違いにも配慮しながら外国人県民に分かりやすく説明するとともに、外国人県民の地域活動への参画を促進することが求められる。

IV 重点施策

めざす姿の実現に向け、抽出した課題に対応しながら、概ね 2026 年度までの期間において、4 つの柱に基づく 16 の重点施策に取り組む。

1 多文化共生の意識づくり

(1) 多文化共生の意義の普及啓発

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">すべての県民が、世界の異なる文化や生活習慣、価値観を理解し、認め合いながら、共に助け合い自己を生きかしていく。このことが、活力ある社会の実現につながるという意識を普及啓発する。「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえ、人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進める。
主な施策	<p>①多文化共生の啓発</p> <ul style="list-style-type: none">地域住民や企業、NGO 等に対して、研修会等様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を推進世界の国や地域における多文化共生の取組みについて、県海外事務所等を活用して動向を把握し、多文化共生の施策に活用 <p>②人権の啓発</p> <ul style="list-style-type: none">人権文化を進める県民運動の一環として、啓発事業を展開するとともに、人権尊重を基盤とした多文化共生社会の実現をめざす教育を推進ヘイトスピーチ等にかかるインターネット上への差別的な書込みのモニタリングを実施し、関係市町に情報提供するとともに、悪質な差別的書込については削除依頼を行うことで差別的書込の抑止を推進



【コラム 1】多文化共生を考える研修会

文化や言語、生活習慣の違いなどを認め合い、互いに尊重し合う多文化共生社会の実現をめざし、『多文化共生』を考える研修会」を、県・市町職員（外国人住民担当、国際担当、ケースワーカー、教育委員会職員）、教員、日本語教師・ボランティア、外国人支援 NGO 職員、企業関係者ほか、一般県民向けに、毎年開催して、情報を共有し、多文化共生を意識づける一助としています。



(2) 地域の実情に応じた環境づくりと情報発信

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 多文化共生の取組を地域において円滑に展開するためには、地域住民の多文化共生に関する理解が重要であり、県内在住外国人の地域分散化が進行する中、外国人住民の状況を把握したうえで、地域それぞれの実情に応じて、多文化共生に向けた環境づくりを推進する。 多文化共生に向けた意識づくり・環境づくりに先導的に取組む地域の事例を発信して、広く情報を共有するとともに、全県的な多文化共生の環境づくりにつなげる
主な施策	<p>①地域の実情に応じた環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 音声翻訳機の導入や通訳ボランティアの派遣等により、外国人住民と地域住民との双方向コミュニケーションを促進し、コミュニケーション不足によるトラブル解消など、多文化共生に向けた環境づくりを推進 双方向コミュニケーションにより、お互いの違いを体験し、理解し合うことを通じて、多文化共生の意識づくりを推進 <p>②先導的取組の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が急増する地域をモデルとした双方向コミュニケーションの取組等を検証し、その結果を他の地域に情報発信 県内各地域での取組を促進することにより、地域の状況を踏まえた全県的な多文化共生の環境づくりを推進



【コラム2】加東市における在住外国人生活支援モデル事業

外国人増加率が県内で最も高い加東市は、過去5年間で外国人数が約3倍に増加。うち、ベトナム国籍の住民が、7割以上を占め（約1,200人）、急激な環境変化が地域住民とトラブルを生じ、共生が課題となっています。



このため、加東市を課題解決に向けた先進モデル地域と位置づけ、簡易翻訳機の導入、施設案内の翻訳、地域イベントへの通訳ボランティアの派遣など様々な側面から課題解決に取り組んでいます。

2 多様な文化を理解し活躍できる人づくり

(1) 外国人児童生徒等への日本語教育・母語教育等の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 学校に在籍する外国人児童生徒等の数が年々増加している中、「日本語教育の推進に関する法律」が施行されている。本法に基づき、外国人児童生徒等の公立学校における受入体制の整備を促進する。 外国人児童生徒等の母語・母国文化保持の重要性が高まっており、学校や地域の拠点における母語・母文化に配慮した取組や母語教育、母国文化の情報発信を推進する。
--------------	--

主 な 施 策	<p>①学校における日本語指導体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における日本語指導体制の整備や効果的な日本語指導、授業実践等について、教職員の研修等を実施 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する地域において、県内小・中学校から日本語指導研究推進校を指定し、効果的な日本語指導や子ども多文化共生教育の在り方についての実践研究及び成果の普及 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等の日本語習得状況を把握し、「特別の教育課程」による日本語指導を実践 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、日本語による日本語能力の向上のための支援を行うため、日本語指導支援員を派遣
	<p>②地域における日本語教育・母語教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に在住する外国人児童生徒等の母語教育及び母国文化の情報発信の拠点への支援 ・外国人児童生徒等が定期的集まり、地域社会での拠点となり、日常生活や緊急時のセーフティネットとして機能する居場所づくりを推進 ・国の支援を受けて地域日本語教育の総合的な体制づくり事業を推進し、地域での日本語教育をさらに充実



【コラム3】子ども多文化共生センター

県教育委員会では、外国人児童生徒等の自己実現を支援するとともに、子ども多文化共生教育を推進しています。その中核施設として「子ども多文化共生センター」を芦屋市にある県立国際高等学校の敷地内に開設し、日本語指導や進路等についての情報提供や教育相談、子ども多文化共生サポーターや多言語相談員の派遣調整などを行っています。



【コラム4】母語センター

県内の外国人コミュニティによる母語教育の推進と、母国文化教育の普及啓発を促進することを目的にコミュニティが運営する母語センターの整備（CBK 母語センター（ポルトガル語）、ひょうごラテンコミュニティ・たかとり母語センター（スペイン語）、ベトナム夢 KOBE・たかとり母語センター（ベトナム語））を支援しています。



(2) 学校での受入体制整備・学習機会の確保

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒が年々増え、外国人児童生徒等を初めて受入れる学校が増えていることから、外国人児童生徒等が文化や生活習慣の違い等から孤立せず、日本の学校に適応できるよう、きめ細かな受入体制の整備を推進する。 ・外国人児童生徒等の進学機会が損なわれることがないよう、学習機会を確保するとともに、外国人児童生徒等が生活言語だけでなく、学習言語を習得し、学力の定着を図るとともに自己実現ができるよう支援する。 ・県内の外国人学校との連携を図るとともに、地域との交流活動を支援し、すべての子どもたちが多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生しようとする意欲や態度を育成する。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な施策</p>	<p>① 受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、コミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど学校生活への早期適応を促進するため「子ども多文化共生サポーター」を派遣 ・「子ども多文化共生センター」を中核として、外国人児童生徒等の就学や進学のための就学支援ガイダンスを開催、日本語指導や進路指導に関する情報提供や教育相談を実施、多言語相談員を派遣 <p>② 日本語指導体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における日本語指導体制の確立に向け、「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」を活用した教職員研修を実施 ・日本に来て間がなく日本語能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に、県立高等学校において、入学者選抜方法の工夫、入学後の学習支援を行う特別枠選抜を推進 ・外国人児童生徒等が通える夜間中学校を充実 <p>③ 外国人学校・生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により就学に困難がある生徒に対する支援 ・県内の外国人学校の運営を支援するとともに、児童生徒など地域住民との交流活動を支援



【コラム5】外国人児童生徒等のための受入れハンドブック

入管法の改正により、将来的に外国人児童生徒等の編入の増加が予測されます。外国人児童生徒等を初めて受入れる市町や学校も増えており、対応に戸惑う教職員も少なくありません。そこで、速やかに外国人児童生徒等に対して支援・指導ができるよう、受入時の留意点や「特別の教育課程」の編成等の在り方、授業実践等についての手引き書を作成しました。

市町や学校での支援体制の整備や日本語指導を行う際に日常的に活用するとともに、教職員研修等にも活用しています。



(3) 留学生等の受入体制整備

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生は、高等教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身につけることのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民との交流を通じて本県を深く理解してくれる貴重な人材であることから、留学生の受入体制を充実し、その学習・生活の支援を図る。 外国人留学生は、多文化共生の地域づくりのキーパーソンになる可能性を秘めていることから、外国人留学生が県内で就職し、地域の活力につながるよう支援する。
主な施策	<p>①留学生等受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学生選抜試験等を通じて、県立大学で留学生等の受入れを促進 県内大学、留学生、日本学生支援機構や民間団体の奨学金の動向等を勘案しながら、留学生の生活の安定を図り学習活動を支援するため、留学生に奨学金等の支援を推進 <p>②留学生の県内企業への就職促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学生の県内企業への就職を促進するため、留学生の県内企業でのインターンシップ、日本語能力向上等の支援を推進 県内企業に対し、海外ビジネスを担う高度外国人材活用についての啓発及び人材確保の支援を推進



【コラム6】大学コンソーシアムひょうご神戸による留学生の就職支援

県内企業が高度人材として留学生を採用し、海外事業展開等による地域の活力につながるよう、大学コンソーシアムひょうご神戸に就職支援事業を委託しています。

例えば、留学生が県内企業に関心を持つ機会を提供できるよう、県内企業の説明会の開催やインターンシップを実施するとともに、企業が求める資質を身につけられるよう、日本語講座や日本の就活活動 Q&A 講座等を実施するなど、県内企業への就職を多面的にサポートしています。



(4) 兵庫発グローバル人材の育成と地域間交流の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな語学力やコミュニケーション能力のみならず、多文化共生の理念を十分理解し、世界で活躍できるグローバル人材を育てていくため、多分化共生の視点に立った教育を充実させる。 日本の国際化を先導してきた本県は7つの姉妹友好州省を含む海外21の地域と友好提携を締結しており、この地域間交流をベースとして、児童・生徒・学生の国際交流の機会を創出し、グローバル人材の育成を図る。 本県には、外資系グローバル企業が集積する強みがあり、また、本県を訪れる外国人旅行者の拡大が期待される。これら経済面での取組を強化しつつ、グローバル人材の育成に取り組む。
-------	--

主 な 施 策	<p>①学校現場における人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場において、帰国児童生徒、外国人児童生徒、海外につながる児童生徒等と共に学ぶことや各教科での学習等を通じて、異なる文化を理解し共に生きていこうとする意欲・態度を育成 ・外国語指導助手（ALT）の活用や学習到達目標の設定による英語授業の充実、教員指導力向上研修等により、児童生徒の語学力やコミュニケーション能力を向上
	<p>②地域間国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の地域間交流をベースに、教育・スポーツ・文化・ホームステイ等を通じた国際交流の機会をつくり、国際感覚を身につけ、外国人とも円滑なコミュニケーションを取れる人材を育成 ・友好姉妹州省との周年記念事業等において、草の根の交流を促進するため、県民交流団等を派遣
	<p>③グローバルビジネス人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立大学において、英語で受講できる講義の充実を推進するとともに、留学生との交流を促進 ・外資系企業の人事担当者、OB・OGと学生との就職・インターンシップにかかる情報交換の機会を創出し、学生のグローバルビジネスにかかる理解を促進 ・観光学科・コース等のある大学と連携したインターンシップなどの取組により、県内の観光産業を担うグローバル人材を育成



【コラム7】兵庫県立大学グローバルビジネスコースの開設



兵庫県立大学では、グローバル企業等で即戦力として活躍できる優秀な留学生・日本人学生を育成するためのコースとして、平成31年4月に国際商経学部グローバルビジネスコースを開設しました。

グローバルビジネスコースでは、一般教養科目をはじめ、経済学・経営学の専門科目等すべての講義やゼミを英語で実施しています。また、1年次には、全員が国際学生寮に入居し、日本人学生と留学生とが共同生活を行う

ことで、異文化交流の促進とコミュニケーション能力の向上を図っています。



【コラム8】西オーストラリア州・兵庫文化交流センターにおける学生交流支援

兵庫県パース事務所（兵庫文化交流センター）では、夏休み期間中、県立高校を中心に、30校、400名を超える児童、生徒の西豪州訪問研修に際し、ホームステイや英語授業が体験できる現地交流校の紹介、オーストラリア人との交流会をはじめ、異文化理解を深める機会を様々な形で提供しています。



日本語教育アシスタント（JLA）派遣事業やインターンシップなど、県内大学生が現地の学校やセンターで就業体験を行うプログラムも実施しています。

3 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり

(1) 情報提供の多言語化

<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、行政情報や生活情報を正しく理解してもらうことが不可欠であり、多言語による情報発信を充実させる。 日本語がある程度理解できる外国人県民が増えており、漢字に振り仮名を付けることや「やさしい日本語」の普及を推進する。
<p>主な施策</p>	<p>① 多言語での情報発信の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人コミュニティ・外国人支援団体との連携、多言語自動翻訳などの ICT 技術の活用により、行政情報・生活情報の多言語や「やさしい日本語」での発信の充実強化 外国人県民が情報収集に利用する SNS での多言語情報発信の充実強化 音声翻訳機等を活用した双方向コミュニケーションによる情報提供の促進 <p>②「やさしい日本語」の活用、普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民向けの情報を「やさしい日本語」でも提供し、県として「やさしい日本語」での情報提供を推進 行政情報等において、漢字に振り仮名を付けることや「やさしい日本語」の活用等、理解しやすい表記による情報提供の推進及びその普及

(2) 多言語による相談体制の充実

<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が安心・安全に暮らせるよう、関係機関と連携し、多言語で相談対応できる体制の充実を図る。 国が「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定する中、県内市町等における相談体制の整備・充実及びその連携を推進する。
<p>主な施策</p>	<p>①多言語による相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民の直面する課題やニーズの変化に対応できるよう、関係機関と連携を深め、効果的な多言語相談を推進 外国人県民にとって、きめ細やかな相談の窓口であり、居場所を提供する外国人コミュニティ・外国人支援団体に対する支援 <p>②市町等における相談体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民にとってより身近な住民サービスの提供機関である市町等における相談体制の整備・充実を促進 市町や地域の国際交流協会、NPO、NGO 等の相談窓口間の連携や情報共有を推進 音声翻訳機等を活用した多言語における地域における相談対応の取組をモデル的に実施、検証し、県内全域への普及を推進



【コラム 9】ひょうご多文化共生総合相談センター

増加を続ける外国人県民の多様な生活支援・相談ニーズに応えるため、平成31年4月から、法務省交付金を活用して、平日に加えてNGOとの連携により週末においても相談窓口を開設し、来所及び電話により11言語による相談体制を整備しています。



(3) 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援

<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、一定の日本語能力が求められる。「日本語教育の推進に関する法律」が施行されており、地域における日本語及び日本文化・習慣に関する学習機会の一層の充実を図る。 地域における日本語教室は、外国人県民にとって継続的な日本語学習の場だけではなく、日常生活はもとより、災害時のセーフティネットにもなるなど、地域における多文化共生の最前線として重要な役割を担っていることから、その活動を支援する。
<p>主な施策</p>	<p>①地域日本語教育の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県内市町・関係団体、企業等と連携し、地域の日本語教育を総合的に推進する体制の充実を図り、必要な日本語や日本の文化・習慣に関する学習機会の提供を促進 外国人県民が身近な生活圏で日常生活に必要な日本語を身に付けられる体制を整備するため、県内各地域でモデル事業を展開 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習の教材開発、自習可能なICT学習教材等を普及啓発 地域の日本語教室において、外国人県民の社会への参加促進に向けた、住民参加型イベント・研修会を推進 <p>②地域の日本語教室の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内全域で日本語学習が可能な環境づくりを進めるため、地域のボランティア団体や市町国際交流協会が開催する日本語教室を支援 地域の日本語学習の担い手となる日本語教師やボランティアの育成



【コラム 10】日本語教育の総合的推進

令和元年度から、文化庁補助金を活用して「兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」がスタートしました。従来からのボランティアによる教室への支援の他、日本語教師による教室の開催、ICT教材の紹介・普及など、外国人県民にとり必要な日本語学習機会の拡充を目指します。



(4) 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国語対応可能な医療機関や社会保険等に関する情報提供を促進し、医療機関の利便性向上等、外国人が安心して医療サービスを受けられることができる環境整備を推進する。 日本の保健・福祉・介護制度について、その理解が不十分な外国人県民に対し、制度の周知を促進する。
主な施策	<p>①医療機関の情報提供と医療通訳制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 多言語対応が可能な医療機関の情報提供システム等について、市町やNGO、NPO等と連携し、外国人県民に対して周知を促進 ICT技術も活用した医療通訳制度の充実を支援するとともに、医療機関等に働きかけを促進 外国人が安心して医療サービスを受けられる環境の整備を推進するため、拠点となる医療機関等が適切に役割を果たせるよう体制整備を支援 <p>②社会保障制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、市町との連携により、日本の社会保障制度について周知



【コラム 11】医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業

医療通訳システム構築に向けたモデル事業を実施してきた多言語センターFACILに、2018年度より兵庫県及び神戸市が補助して、現在は兵庫県内7つの病院と協力して医療通訳事業を実施していただいています。

現在は、情報通信機器会社と協力して遠隔通訳を導入利用する医療機関を拡大しているところです。

新しい病院や患者個人からの問合せが後を絶たないため、今後はFACILと県、兵庫県国際交流協会、神戸市と連携して、医療通訳システムに参加する病院をさらに増やす活動を進め、この仕組みを制度化して安定的な運営基盤を築き、恒常的に誰でもどこでも安心して医療通訳が受けられる環境整備を促進していきます。

(5) 住宅確保のための環境整備

施策方向	<ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が安心して生活するためには、生活の拠点となる住宅が必要であり、外国人であることを理由にした入居拒否等を解消し、住宅情報等の提供を推進する。
主な施策	<p>①住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人であることを理由とした入居拒否等の解消に向け、外国人県民の人権や多文化共生について啓発 入居拒否等人権侵害の恐れのある場合については、法務局等関係機関へ迅速につなぐなど対応を推進 外国人県民の円滑入居と安定した住生活の確保のため、外国人県民等の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録促進及び情報提供を推進 外国人県民に対する、地域における生活上のルール・習慣等の情報提供や音声翻訳機等を活用した双方向コミュニケーションについて、モデル地域での取組みを支援して、全県に普及

(6) 雇用就業をめぐる支援と環境の充実

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習生の増加や特定技能制度の創設など、外国人労働者の増加が想定される中、国においては「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が示されており、外国人労働者の円滑かつ適正な受入れを促進する。 外国人県民が安心・安全に働けるよう、働きやすい就労環境整備や職場内の多文化共生を推進する。 就労可能な在留資格を持つ外国人県民の就業機会を確保するため、就業支援や能力開発を促進する。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な施策</p>	<p>①外国人雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内企業の外国人雇用に対する理解を深め、特定技能制度等での円滑な雇用を支援するために設置した外国人雇用 HYOGO サポートデスクの取組みの充実を図り、外国人雇用を促進 「技能実習法にかかる関西地区地域協議会」において、技能実習制度の適正化に向け、企業・地域・行政が連携を促進 <p>②就労環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者を雇用する企業等の状況に把握に努め、企業等において適切な職場環境が提供されるよう、職場内の多文化共生の意識づくりを促進 労働基準監督署等と連携して、外国人就労に関する相談に対応するとともに、安全で安定した適正な雇用を促進 <p>③就業機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労可能な在留資格を持つ外国人県民の就業機会を確保するため、地域の公共職業安定所等と連携して就業や能力開発を支援 留学生の就職を促進するため、県内企業へのインターンシップなどを支援



【コラム 12】 県内企業向け外国人雇用 HYOGO サポートデスクの開設

県内企業の外国人雇用に対する理解を深め、特定技能制度等での円滑な雇用を支援するため、令和2年4月に相談等を行うサポートデスクをひょうご・しごと情報広場内に設置しました。在留資格、外国人雇用制度、業務内容・人事労務管理上の留意点の相談に応ずるほか、必要に応じて適切な専門機関を紹介します。



(7) 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 外国人県民の中には、母国との気候風土の違いもあり、防災への意識や備えが十分でない人もいることから、平常時から意識啓発を行う。 災害時における外国人県民への情報伝達や安否確認、避難所等での支援活動の充実を図る。
主な施策	<p>①防災への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町防災関係部署による、平時からの外国人数の把握と、適切な情報発信などの取組を推進 市町や外国人コミュニティ等と連携し、外国人向け防災訓練や災害時の支援訓練を実施するなど、防災知識を普及啓発 多言語で災害情報や避難情報等の緊急情報を発信するシステムの活用を促進 <p>②災害時の支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時には、災害情報等を、多言語や「やさしい日本語」で発信 市町や在関西総領事館、外国人コミュニティ等と連携し、災害時における情報伝達、安否確認、支援活動に係る体制整備を推進 避難所を想定したコミュニケーション支援ツールの整備、音声翻訳機の導入など、支援活動を充実



【コラム 13】 災害時外国人支援訓練の実施

在住外国人が増加する中、災害時に外国人住民も被災者となるケースも増えていきます。災害に関する知識や経験がないことにより、大きな不安を抱える人もいます。いつ起こるか分からない災害に備え、外国人向けの災害に関する啓発や多言語支援センター設置・運営訓練等を行っています。



(8) 感染症予防への意識啓発と感染症に対応する体制づくり

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大により感染症予防への意識が高まる中、外国人県民に対しても、予防へ向けた意識啓発を一層促進する。 感染拡大時における外国人県民への情報伝達、相談対応の充実を図るとともに、新たな生活様式（ひょうごスタイル）に対応する多文化共生の取組を推進する。
--------------	--

主 な 施 策	<p>①感染症予防等への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防にかかる情報を多言語や「やさしい日本語」で提供するとともに、市町や外国人コミュニティ等との連携により、外国人県民の予防意識を啓発 ・外国人コミュニティ・外国人支援団体等による施設内での感染予防環境の整備や、新たな生活様式に対応する多文化共生の取組を推進 ・新型コロナウイルス感染症にかかるインターネット上への差別的な書込のモニタリングを実施し、関係市町に情報提供するとともに、悪質な差別的書込については削除依頼を行うことで差別的書込の抑止を促進 <p>②感染症に対応する体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大時における、感染状況や行政等の生活支援にかかる情報の多言語や「やさしい日本語」での発信の充実・強化 ・市町や在関西総領事館、外国人コミュニティ等と連携し、感染拡大時における情報伝達、支援活動に係る体制整備を推進 ・感染拡大時における、関係機関と連携した多言語での相談対応体制の充実・強化 <p>③外国人学校の感染症対策への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校再開時における感染症対策に必要な取組を支援 ・遠隔授業環境整備の取組を支援
------------------	--

4 誰もが参加できる活力ある地域づくり

(1) 外国人県民の地域活動への参画促進

施 策 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生の取組を地域の活性化につなげるため、行政・国際交流協会、外国人コミュニティ・支援団体等の体制充実を推進するとともに、地域づくりへの外国人県民の参画を促進する。 ・外国人県民の居住地域の分散化が進む中、安心安全な地域社会を形成する上で、外国人県民を孤立から防ぐ取組が求められ、外国人県民の地域活動への積極的な参加を促進する。
主 な 施 策	<p>① 地域づくりへの参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・国際交流協会等の多文化共生に係る予算や人員の充実を図るとともに、外国人コミュニティ・外国人支援団体等の体制充実を支援 ・多文化共生の取組の充実を図るため、外国人コミュニティ・外国人支援団体等から意見を聴取する機会を確保 ・外国人コミュニティ・外国人支援団体等の情報共有を推進するためネットワークの強化を支援 <p>② 地域活動への参加を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人コミュニティ・外国人支援団体等の開催する交流イベントを支援し、参加を促進 ・外国人県民が急増する地域をモデルとした双方向コミュニケーションによる地域活動への参加促進の取組等を検証し、その結果を他の地域に情報発信



【コラム 14】 ひょうご多文化共生のつどい

県政 150 周年を記念して、県内外国人コミュニティや NPO 等と協働し、多文化ひょうごの魅力発信と多文化共生意識のさらなる向上を図るため、ミニ運動会や民族舞踊・音楽会の開催、エスニック料理の提供など、海外の文化や多文化共生の魅力を発信する、『世界のふれあいひろば』～県政 150 周年記念「ひょうご多文化共生のつどい事業」・Kobe Global Charity Festival 合同イベント～を開催しました。



(2) 多文化共生に取り組む人材の育成

<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が安心して地域での生活や就労を行うことへの支援等にかかるキーパーソンとなるリーダーを育成するとともに、地域における支援や交流のために活動するボランティアの育成を図るなど、多文化共生に取り組む人材の裾野を拡大する。 自治体、教育委員会及び小・中学校・高等学校で、国際交流の業務や外国語教育に携わる国際交流員（CIR）や外国語指導助手（ALT）をはじめ、地域の外国人県民が、多文化共生を推進することを促進する。
<p>主な施策</p>	<p>①リーダー・ボランティア等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等を通じて外国人県民支援のリーダーとなる人材の育成を推進し、リーダーの活躍の場となる外国人コミュニティ・外国人支援団体等の活動を支援 地域の多文化共生を支えるボランティアの育成及び支援 <p>② 外国人県民による多文化共生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際交流員（CIR）や外国語指導助手（ALT）の多文化共生への取組等の事例を紹介するなど、多文化共生の地域づくりへの参加を促進 生活や就労の支援など多文化共生を推進する外国人コミュニティ等を支援

ひょうご多文化共生社会推進懇話会開催要綱

(目的)

第1条 本県の多文化共生施策について、社会経済情勢の変化に対応した中長期的な取組方策等の検討にあたって、有識者等の意見を聴取するため、ひょうご多文化共生社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 多文化共生施策の取組成果に関すること。
- (2) 多文化共生社会の推進に係る基本的方向の検討に関すること。
- (3) 多文化共生社会を実現するための方策の検討に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前3号に定める目的を達成するために必要な事項。

(構成員及び座長)

第3条 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 懇話会の開催に係る構成員の招集は、国際監が行う。

- 2 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ国際監の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 国際監は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(懇話会の公開)

第5条 懇話会は公開とする。ただし、懇話会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

- 2 懇話会の傍聴者に関して必要な事項は別に定める。

(議事録)

第6条 懇話会を開いたときは、議事録を作成する。

- 2 議事録及び懇話会資料は、原則として公開する。なお、公開にあたっては個人情報の保護に留意するとともに、前条のただし書きに該当する事項は除く。

(謝金・旅費)

第7条 構成員及び構成員の代理人が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(別 表)

ひょうご多文化共生社会推進懇話会構成員

(五十音順・敬称略)

(氏 名)	(職 名)
乾 美紀	兵庫県立大学環境人間学部教授
金 宣吉	特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センター理事長
酒井 隆明	丹波篠山市長
新矢 麻紀子	大阪産業大学国際学部教授
高井 芳朗	公益財団法人兵庫県国際交流協会理事長
高谷 幸	大阪大学人間科学研究科准教授
(座長) 竹沢 泰子	京都大学人文科学研究所教授
バルク・ジェイ	芦屋インターナショナルスクール校長
藤谷 良樹	兵庫県中小企業家同友会代表理事 神戸鋳金工業株式会社代表取締役
古山 陽子	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 執行役員
安田 正義	加東市長
吉富 志津代	特定非営利活動法人多言語センターFACIL理事長 名古屋外国語大学世界共生学部教授

市区町村別在留外国人人口

法務省在留外国人統計：令和2年12月末

市区町村	総数	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	インドネシア	台湾	米国	タイ	その他
兵庫県	115,681	24,496	38,516	21,870	5,168	2,684	1,804	1,790	2,325	2,388	1,039	13,601
神戸市	50,155	13,906	15,747	7,512	1,417	545	989	456	1,480	1,261	326	6,516
東灘区	6,505	1,388	1,322	1,027	282	207	399	75	171	338	40	1,256
灘区	4,794	1,455	1,403	459	111	32	68	75	149	222	32	788
兵庫区	6,359	2,029	1,310	1,996	112	21	113	93	133	53	34	465
長田区	7,143	802	4,046	1,600	90	26	21	41	63	34	13	407
須磨区	3,557	429	2,263	188	80	30	20	22	68	92	14	351
垂水区	2,771	809	1,011	117	116	21	55	33	51	110	32	416
北区	2,369	450	932	198	87	129	32	25	105	81	20	310
中央区	13,553	5,813	2,553	1,287	318	51	259	47	654	288	102	2,181
西区	3,104	731	907	640	221	28	22	45	86	43	39	342
姫路市	11,605	1,508	4,238	3,604	570	108	70	215	58	99	90	1,045
尼崎市	12,002	1,787	6,440	1,509	428	157	125	89	170	112	90	1,095
明石市	3,698	764	1,082	671	269	158	47	66	58	67	58	458
西宮市	7,251	1,335	3,107	793	226	118	155	55	169	261	66	966
洲本市	309	57	50	98	40	3	5	4	4	12	6	30
芦屋市	1,720	368	574	54	108	41	18	18	54	103	29	353
伊丹市	3,293	561	1,640	409	86	69	64	35	30	29	23	347
相生市	523	84	159	136	31	7	2	15	-	7	5	77
豊岡市	828	174	68	228	164	6	15	63	32	17	29	32
加古川市	3,003	464	854	536	318	227	75	79	38	32	38	342
赤穂市	409	71	100	87	60	27	4	3	4	12	4	37
西脇市	708	78	154	314	62	13	14	7	2	5	4	55
宝塚市	3,181	396	1,607	208	136	139	46	51	63	102	33	400
三木市	1,859	294	239	481	109	231	21	39	11	10	43	381
高砂市	1,228	104	523	198	121	44	7	29	25	8	9	160
川西市	1,401	208	645	138	46	21	50	47	15	67	16	148
小野市	932	61	109	369	74	112	6	47	21	9	6	118
三田市	1,190	243	379	224	58	20	19	23	20	36	12	156
加西市	1,344	314	53	650	41	116	11	38	3	6	8	104
丹波篠山市	870	68	73	327	96	215	10	4	2	13	15	47
養父市	113	39	6	19	24	-	-	8	4	8	-	5
丹波市	1,009	341	56	333	97	81	2	18	1	16	9	55
南あわじ市	503	81	36	238	50	15	-	17	10	11	1	44
朝来市	349	75	17	96	70	15	9	35	2	8	3	19
淡路市	395	56	49	123	43	-	5	7	13	14	27	58
宍粟市	267	84	16	59	39	11	1	-	2	15	5	35
加東市	1,705	152	42	1,195	50	71	4	46	10	4	6	125
たつの市	674	142	77	196	25	13	8	71	7	14	12	109
川辺郡猪名川町	200	18	80	46	12	5	2	1	2	7	3	24
多可郡多可町	281	77	12	127	46	5	-	7	1	3	-	3
加古郡稲美町	545	46	43	237	83	14	1	44	5	1	12	59
加古郡播磨町	515	89	90	156	65	55	1	8	1	7	2	41
神崎郡市川町	148	44	6	49	12	-	-	9	-	2	-	26
神崎郡福崎町	567	282	17	163	9	4	15	31	-	2	8	36
神崎郡神河町	63	12	2	26	4	6	-	-	-	1	7	5
揖保郡太子町	246	14	68	78	16	8	2	18	2	-	10	30
赤穂郡上郡町	148	11	28	55	31	1	-	4	-	-	2	16
佐用郡佐用町	162	33	15	56	3	3	-	8	5	1	22	16
美方郡香美町	141	14	8	48	27	-	1	25	1	5	-	12
美方郡新温泉町	141	41	7	24	2	-	-	50	-	1	-	16